

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和4年12月13日（火）
午前10時01分～午後3時06分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元満
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	健康福祉部長（兼）福祉事務所長	小野澤 史	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	福祉総務課長	松崎 亜来子	生活福祉課長	松田 隆行
	健康推進課長（兼）健康センター長	金森 和子	保険年金課長	松下 恵二
	高齢支援課長	五味田 福子	障害福祉課長	平松 渉

案 件

件 名	審 査 結 果
1 4 陳情第 1 4 号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情	審査未了
2 4 陳情第 1 5 号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情	趣旨採択
3 特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 たま食育フェスタ事業終了について	健康推進課
2 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
3 新型コロナワクチン接種について	健康推進課
4 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
5 国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について	保険年金課
6 令和 5 年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について	保険年金課
7 次期多摩市地域福祉計画（素案）について	福祉総務課
8 多摩市民生委員・児童委員の一斉改選状況について	福祉総務課
9 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について	福祉総務課
10 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況について	福祉総務課
11 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給終了者に対するフォローアップの実施について	福祉総務課
12 令和 4 年度上半期（4～9 月）の生活保護の相談・申請状況等について	生活福祉課
13 第 9 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6～8 年度）の策定について	高齢支援課 介護保険課
14 介護保険・障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について	介護保険課 障害福祉課

健康福祉常任委員会

令和4年12月13日(火)

午前10時01分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第14号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第14号について、これまでの署名は291名だった。本日まで追加の提出が701名あった。合計して992名である。

きりき委員長 なお、本件については、陳情者から資料の提出があった。委員の皆様には事前に配付しているのでご確認願う。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（佐々木氏） 私は陳情提出者の、厚生荘病院の働く人たちと医療を守る会の世話人をしている佐々木邦夫と申す。早速意見表明をさせていただく。

昨年12月31日に一般財団法人愛生会は多摩市和田の厚生荘病院を一方的に閉院した。老朽化のため改修などが必要なことを閉院の理由として

いたが、病院経営を続けながら改修等の工事がなぜできないのか、市民、地域住民、病院職員にも詳しい説明がなかった。愛生会は厚生荘病院を閉院するために120名もの入院患者さんを転院させた。入院患者さんの多くは重症の方々に、転院に伴って病状の悪化が心配されたが、その後の個別の状況の把握は不明である。

また、病院職員は全員退職せざるを得なくなり、希望退職に応じなかった病院職員10名は12月31日をもって全員整理解雇された。寝たきりの患者さんに寄り添い、親身に看護に携わり、病院でのケアに誇りを持っていた。地域の皆さんからは、厚生荘病院をかかりつけ医としていた、最後は厚生荘病院でと考えていたなど、不安と戸惑いの声は今も上がり続けている。

ところが、愛生会は、建て替えて新病院で再スタートすると表明しながら、昨年12月に閉院した後、敷地を塀で囲ったまま解体工事せず、いまだに建て替え計画を地域住民にも多摩市にも明らかにせず、東京都にも提出していない。現在厚生荘病院周辺は医療の空白状態が起きている。多摩市は、厚生荘病院を多摩市版地域医療連携構想の中で災害医療支援病院として指定し、回復期、慢性期の重要な病床としても位置づけてきた。その医療行政にも重大な支障を来すことになるのではないだろうか。

私たち厚生荘病院を守る会は、今年3月と10月の2度にわたって厚生荘病院周辺の医療に関するアンケート調査を行った。アンケート結果については、全ての会派の皆様にお届けしてある。ぜひ医療空白に対する地域の切実な声を受け止めていただきたいと思います。幾つかご紹介する。

コロナが終息していない状況下で病院が閉院するということは、地域にとって放っておけない問題だと思う。高齢者の多い多摩市には自宅から至近の医療機関がないと非常に不便だと思うので、早期解決を望む。地域、市として医療劣化について不安である。今後の建築計画が全く周知されないことについて、地域住民としての不安や不信感を持っている。今までは足の悪い私でもゆっくりと歩いて病院1人でも行かれた。今は他人の手を煩わさないと、通院は駅の近くでも大変となり、バス停に出るまでやバスに乗り込むことに不安があり、一人では無理である。市の健診にすら行く

ことができず、少々のは我慢と病状悪化を感じているのが現状である。

このように、厚生荘病院周辺の地域住民から病院の再開を強く望む声が上がっている。そして、現在の地域の医療空白状況に対する不便さ、不安は計り知れないものがある。アンケートには、多摩市に行政として要望する具体的内容として、早期再開を法人に強く働きかけることが多く回答されている。

したがって、第1に、厚生荘病院の再建計画と早期再開を愛生会に求め、地域医療に責任を果たすよう働きかけることが何より急がれる。そして、仮に再建の見通しが立ったとしても、今後長期にわたる医療空白期間が予想される。その間の多摩市としての医療行政の責任として、アンケートにもあるように、臨時の診療所開設や通院のための送迎などの具体的な措置を講じる必要があると思う。

私たち厚生荘病院を守る会は、阿部市長と昨年、今年と2回懇談した。その中で市長は、厚生荘病院は地域貢献、社会貢献した病院だ、愛生会には早期に再開することを働きかけていきたいと述べられている。

以上、多摩市議会及び各会派におかれては、アンケートにもある地域の切実な声を受け止めていただき、本陳情の趣旨をご理解の上、採択されることを希望し、意見表明とする。ご清聴ありがとうございます。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あったら願います。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまの陳情の関係であるが、昨年もこうした陳情を頂戴しているところである。こちらの厚生荘病院を運営している一般財団法人愛生会とは、最低でも月に1回、情報共有も含めて昨年来ずっとやり取りを続けているところである。昨日も愛生会の理事長と市長のトップ会談でお互いに情報を共有しながら今後のスケジュールについてお話をさせていただいたところである。病院としては再建に向けて様々な検討を現在されている状況だと伺っているところであり、その再開について具体的にどのような手法を取っていくのか、現在のところ詳しい状況について改めて確認をしているところである。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 陳情の内容としては、今、陳情者の方が発言されたように多摩市が一般財団法人愛生会に対して厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを多摩市として働きかけてほしいというのが1点、もう一つは、多摩市として厚生荘病院の再開を実現するまでの間、地域の医療空白を解消するための何らかの措置を取ってほしいという、この2つである。それで、今から質疑を行うが、大きく分けて次の2つの柱で行いたいと思う。

1つ目の柱は、閉院後1年を経ても今なお厚生荘病院の再開の兆しが全く見えておらず、この点で当該法人の愛生会も、地域医療の環境づくりに責任を負う多摩市も、その責任を果たしていないのではないかということ。もう一つの柱は、厚生荘病院の閉院によって病床数が減少し、一つのコミュニティから医療機関がなくなったことで多摩市全域的にも地域的にも、この陳情で指摘しているような医療空白が起こっており、これを解消する責任が市にはあるのではないか。この2つの柱で質疑を行いたいと思う。

まず1つ目の柱であるが、昨年の市議会第3回定例会で今回の陳情と同じ陳情者が提出した3陳情第10号 多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止し、地域医療を守り、存続させるよう一般財団法人愛生会と東京都に働きかけることに関する陳情が審査された際に、次のような事実が明らかになった。1つ目は、当該法人である愛生会理事者が2021年7月26日に、同年12月31日をもって厚生荘病院を閉院するという表明を行い、同月28日に職員に示された説明資料によれば、閉院の理由として理事者が挙げたのは、建物の老朽化に対応する改修工事・耐震化工事には費用が必要、病院事業を継続したままでの工事は現実的でないという2つである。

2つ目は、この陳情の質疑の中で、市としては当該法人から厚生荘病院を建て替える計画があると聞いていたことを明らかにした。そして3つ目には、この陳情に対する常任委員会での審査で否定的な立場で意見を述べた一部の市議からは、厚生荘病院は一旦閉院するが建て替えをしようとしているのではないかという、その理由が述べられた。つまり愛生会は、厚生

荘病院を一旦閉院する最大の理由として改修や耐震化工事を進めるためだということが挙げられ、そして市の説明では、愛生会には建て替え計画があるということがわかった。

ところが、この陳情が提出されてから約1年3か月以上が経過、閉院してからでも1年が経過してもなお建て替えの具体化が進まないどころか、先ほど陳情者も述べられたが、その大前提となるはずの建物の取り壊しも行われていない。

また、建物を取り壊し建て替えを進めるための東京都への申請なども全く行われていないのではないかと。少なくとも私は、愛生会からも市からも、その種の情報には一切接していない。こういう状態になっていることについての市の認識をまず伺いたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまのご質問である。先ほどもお答えをさせていただいているが、昨年度こちらの病院は閉院し一旦休止ということで東京都には休止届を提出されていると伺っているところである。それ以降、病院の再建に向けて、建て替えも含めどのような形にするか、従前から法人の中で様々な検討をされていると伺っているところである。

具体的にそうしたイメージ的ないろいろ幾つかの案を法人からも頂いているところであるが、コロナ禍の中での病院経営で、資金調達、あるいは人材の確保、様々な検討の中で再建、建て替えを行うのはかなり難しいような状況も、一方では伺っているところである。ただ、この点については総体的な結論がまだ出ていない中で時間がかかっているところであるが、医療機能の確保という意味では、その検討については進んでいると伺っているところである。

それから、解体については、そもそもそのスケジュールでは今年度に建て替えに当たる医療施設近代化施設整備費補助金を検討する中で、医療施設近代化施設整備費補助金を頂いた段階でその解体ができるという指導が東京都からあったが、その医療施設近代化施設整備費補助金については建て替えに関することであるので、そこについて様々な検討をした結果まだ医療施設近代化施設整備費補助金を申請するまでには至らないという中で、解体については現在のところストップしていると伺っているところである。

小林委員

様々な検討がされているという中では、人をどう確保するかといったことも含めて検討しているということであるが、その内容については全然明らかにされていない。おそらく市にもそういうことが明らかにされていないだろうし、私たちにも全くされていない。その態度というか姿勢は非常に不誠実だと私は思う。

先ほど申し上げた昨年の陳情の審査の中で私たちも申し上げたし、陳情者も言っていたが、病院というのは病院事業を継続しながら少しずつ建て替えをやるのが普通だと、ところが閉院して一旦壊してしまうのは納得ができないと言ったときに、少しずつやっていくことになるとうとう工期が長くなる、だから一旦閉院をして建て替えるほうが工期も短くなるというような話を法人側から聞いていると言われたが、工期を短くしたいと言っておきながら1年間も何もしないでいるのは全く納得ができないことだと思う。だから、なぜ遅れているのか、様々な検討をしているのか、であればどういうことを検討しているのか、今どういう段階にあるのか、これをしっかりと法人側に市として問いただすべきだと私は思うが、その点についてもう一度伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 先ほども申し上げたように、昨日のトップ会談でも市長から理事長に対し、地域での医療をしっかりと守っていただきたいという話をしていたところである。そうした中で、市では、和田の地域に医療機能をしっかりと残すということで強くお願いをしているところである。

一方、今の医療機能の現状を鑑みると、先ほど申し上げた病院といういわゆる入院施設の機能をどのようにその地域で持たせるかというのが一つの議論になっており、具体的にはその病院を経営するには現在のコロナ禍の中で人手も非常に不足している、感染症対策等、あるいは医師の働き方改革の中で今後医療従事者を含めて人員が非常に必要なこと、それは看護師さんもそうで、基準配置という中で多くの看護師さんを確保する必要がある等、そうした病院の経営に対しての様々な分析を病院側としてはされていると伺っているところである。

そうした中で、医療機能をどのように残すかを一方では検討されていて、少なくとも医療機能については和田地区の中で確保するという方向だと、

現在のところは伺っているところである。

小林委員

今のご説明で、病院を再開するに当たっては医師や看護師等その病院で働いていただける方が必要で、それを確保しなくてはいけないということが大変大きいというお話をされたのであるが、それならなぜ今まで働いていた人たちを全員解雇したのか、全く理由になってないと思う。それから、こういう状態をこの法人が放置していることも重大な問題であるが、市はこの地域の医療機関をきちんと整備する重大な責任を負っており、そういう状態を市が放置をしていることも問題だと私は思うので、この点を指摘しておきたい。

それから、2つ目の柱の医療空白の問題に移りたいと思う。それで、この医療空白については、全市的な空白の問題と地域的な空白の問題がある。まず全市的な問題であるが、もともと多摩市を含む南多摩医療圏には多摩市のほかに八王子市、町田市、稲城市、日野市があるが、ここでは患者の流出率が大変高い状態にある。2016年に東京都が作成した東京都地域医療構想の中では、南多摩二次保健医療圏では高度急性期で流出が流入を上回りその差は1日当たり320.1人、急性期でも同様でその差は1日当たり608.8人、回復期もその差は1日当たり516.6人、それで慢性期のみ流入が流出を上回って1日当たり1,269.4人となっている。

以上、紹介したように、南多摩二次保健医療圏はもともと医療機関が不足をしている、つまり流入よりも流出が上回っているが、こういう現状についての市の認識を伺いたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまご質問いただいた2016年度の東京都の地域医療連携の関係である。1つは、今お話しいただいた高度急性期、急性期と様々な機能の病床がある中で、慢性期については基本的に流入が上回っているような現状であり、それは近隣の中の病院も、ご承知のように病院というものは基本的に応召義務を含めてどちらも地域の中で必ず受けなければならないというものではないので、様々な患者さんあるいはご家族の選択肢の中で病院が一つ選ばれているというところはあるかと思う。そうした中で、ご自分の病状等に一番フィットした中で病院の入院先を選択されていると考えている。

一方で、病床については東京都の地域医療構想の中でもいろいろ様々お話をいただいているところであるが、現状病床についていろいろ検討されている中で、どのようにふやしていくのかは南多摩圏域全体の中で考えていくことが必要であると考えている。

小林委員 もう一回端的に伺うが、南多摩医療圏として医療が不足しているという認識を多摩市としては持っているということか。

伊藤保健医療政策担当部長 様々な機能の病床がある中で、一概に何が足りて何が足りないのかをお答えするのは難しいかと考えている。いろいろな病状の方がおられる中で、その方に最適な病院というものが必要で、結果として現状のようなベッド数の状況になっていると考えている。

小林委員 地域医療構想をつくるというのは、先ほど申し上げたように流入や流出をデータとしてしっかりつかんで今どういう状態にあるのか、一般的に言えば流出が大幅に上回るのは、その圏域としては医療が不足していることを示すものだと私は思う。それから、2020年3月に多摩市が策定した多摩市版地域医療連携構想を見ると、その54ページから55ページにかけて多摩市外への流出状況、入院・入院外というのがあり、南多摩医療圏の中でも多摩市は市外への流出率が相対的に高く、医療が足りていない現状があるのではないかと思うが、市の認識を伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまのお話の地域医療連携構想は2020年3月に策定しているものであるが、その時点においては今ご質問いただいたような形で一定程度の方が多摩市から市外に流出をしているというお話はできるかと思っている。ただ、あくまでも2020年3月でコロナという新型感染症が起きる前のお話でもあり、今後来るかもわからない新型感染症等、様々なことを含めながら地域の病床については考えていかなければならないと思っている。

小林委員 今言われたコロナ禍ということ言えば、私はますます医療機関が必要になっているのではないかと思う。それで、今ご紹介した多摩市版地域医療連携構想であるが、これは当然2020年3月であるから厚生荘病院閉院前の数字になるが、閉院前の数字では回復期の全病床数134床、これは2つの病院がやっているわけであるが、このうち厚生荘病院が41床で

全体の30.1%を占めている。それから慢性期の全病床数は3つの病院で495床、このうち厚生荘病院が202床で40.8%を占めている。もともと南多摩医療圏でも不足している。多摩市は南多摩医療圏の中でも流出が多いということがあり、その中で回復期の病床の約3割を占めている厚生荘病院がなくなったということは、私は多摩市の医療空白に拍車をかけているのではないかと思うが、その点について市の認識を伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 今ご質問いただいた多摩市の中で医療空白が起こっているかどうかについては、必ずしも多摩市民の方が多摩市内に入院されるとは限らない。先ほどお話しさせていただいたように、様々なそのご本人の病状とご家族の関係に合った病院に入院されるのが一番と考えており、そうした中で必ずしも多摩市民の方が多摩市内の病院に入院するとは限らないというところはあるかと考えている。

そうした中で鑑みると、先ほどご質問者から頂いた厚生荘病院に既に入院されていた方の中でも、全員が多摩市民の方とは限っていないので、市外から来られて入院されている方もおられると伺っているので、そうした中で具体的にいわゆる病床の空白、医療の空白というのは現在のところ起こっていないと考えている。

小林委員 必ずしも多摩市民が利用しているわけではなく他市の市民も利用しているというのは、それはそうだと思うが、それだったらわざわざこのようなデータを作って市民に見てもらってもその必要性がないと私は思う。

それから、先ほど紹介したように流入が流出を上回っているのは慢性期だけであるが、この慢性期において病床数の約4割を占めていた厚生荘病院がなくなってしまったことは、多摩市民にとってはもちろんそうであるが、先ほどほかの市の方も利用していると言われていたが、ほかの市の方にとっても非常に重大な問題だと私は思う。そういう認識を持つ必要があると思う。それで、慢性期ということと言うと、厚生荘病院は市内の介護事業所などから言ってみれば最後のとりでということにされていたと、この間何人もの方からお話を伺った。この点について市の認識を改めて伺いたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 実際その介護事業者、ケアマネージャーさんも含めて、そう

した中で療養の病床群も非常に抱えていたというのが厚生荘病院の一つの特徴であるので、最後その病院に入院をされたいというご希望の方がおられたということは伺っているところである。

一方、先ほど来のお話になるが、近隣他市のそうした慢性期も含めて病院を利用されている方も多いいいことは言えると思っているので、そうした中で厚生荘病院に入院されていた方々については、近隣各市あるいは市内の中での受け入れというところで、現在のところその空白的な要素はないと考えている。

小林委員 先ほどからほかの市でもそういうところを補うようなところがあるのだと盛んに言われているが、医療が不足しているという状況をそれぞれの市で解決をしていかないと、どこの市も今部長が言われたような認識でいたら、全体として本当に不足してしまう。どこも受け入れるところがなくなってしまふ。だから、そういうことに私は痛みを感じてほしいと思う。

それから、全市的なことで付け加えると、多摩市版地域医療連携構想を先ほどからご紹介しているが、この中に災害医療支援病院ということで厚生荘病院がある。この災害医療支援病院というのは、多摩市では厚生荘病院と桜ヶ丘記念病院の2つしかない。このうちの1つがなくなってしまったわけである。だから、これは災害時の医療ということでも非常に大きな空白になっていると思うが、その点についての認識を伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまお話しいただいた災害医療支援病院は、災害の際に専門よりは慢性期の対応ということで医療救護活動を行うというような病院の位置づけである。今お話しいただいたように今市内の2カ所の病院でその役割を担っていただいているところであるが、現実として厚生荘病院がかなり老朽化も含めて運営が困難という中で、実際その医療支援の機能を果たすより前に病院経営そのものがかなり難しいという中で、やむなく休院という手段を取っていると考えている。そうした中で、実際に救護活動を含めた医療支援については、現在のところ桜ヶ丘記念病院が1カ所あるので、あと近隣のクリニック等のお力を借りながら対応を図っていくのが、現状の中で進めていくべき方向と考えている。

小林委員 私は、この多摩市版地域医療連携構想を何年かに一度つくって多摩市に

おける医療状況をきちんと把握する、データも市民の皆さんに示すことは非常にいいことだと思うが、それに基づいていろいろな計画を立てるのだから、何かなくなくても別のところでカバーできるのだというような形で捉えているのは非常に問題だと思う。

それから、空白の問題で、2つ目の地域コミュニティから医療機関がなくなることについて質疑をしたいと思います。陳情の資料として、このアンケートの集計結果が示されている。この中には、例えば聖蹟桜ヶ丘駅までバスで行かなければならず非常に不便、和田地区に病院が少ないので困る、自分の家の近くに病院があるというだけで安心感があつた、先月体調を崩したときに近くに病院がなく通院を諦め自宅療養で直した。土日・休日に休診のクリニックが多いため土日・休日の救急医療に対応できる地域医療機関が近くにあつてほしい、このような意見がたくさん並んでいる。困り事も紹介されている。言ってみれば和田・東寺方の地域から医療機関がなくなり、この地域で医療空白が起こっていることについての市の認識を伺いたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまお話しいただいたアンケート集計結果を私どもも頂いているところである。こちらの設問の一番目のところは私も拝見をさせていただいているところであるが、ここには2つの大きなポイントがあると思っている。1つは、このアンケートに答えられている方がどのような医療を必要とされているのかどうか、病院といわゆる診療所の違いというところがあるかと思っている。

こちらのアンケートの結果を見ると、4割近くの方が病院というよりは近くに診療所・クリニックを望んでいる。いわゆる健康診断や、内科等、風邪を引いたときに歩いていけるようなところが必要だというお話を頂いていると伺っているので、そうした医療機能をどのようにこの地域で引き続き保っていくのかが一つの大きなポイントである。

もう一つは、次の設問にもあるが、従前から歩いて行けるようなところ、あるいは自分の病状等も含めて一定程度の交通機関は利用するが駅前のクリニック等にかかられている方も多いと考えているので、厚生荘病院の代

わりに入院機能が必要なのか、入院機能の代わりではなく医療機能を保つにはどうしたものが必要なのかということは私どもも必要だと感じているので、そうしたことも含めて法人側とやり取りをしているところである。

小林委員

先ほど全市的な空白の影響ということを申し上げたが、厚生荘病院は慢性期に対応できる病院として非常に重要な役割を果たしていたと同時に、この和田・東寺方地域では身近な診療機関、かかりつけ医的存在として住民の皆さんから非常に愛され、利用されていたところだと思う。それで、多摩市の医療機関は必ずしも市内に均一に配置されているわけではない。ニュータウンの団地では、唐木田、多摩センター永山駅周辺、団地内のいわゆる医者村と言われるところにある。既存地域では、聖蹟桜ヶ丘駅周辺に集中しているというのが一つの特徴だと私は思う。そういう点で、和田・東寺方地域だけではなく連光寺なども非常に不足していると思うが、そういうところには非常に少ない。だから、その一つだった厚生荘病院がなくなったことがその地域の人にとって非常に重大な影響を与えているということは、市としてぜひつかんでほしいと思う。

以上申し上げたように、全市的にも地域的にも、厚生荘病院の閉院とそれが一向に再開しないことによる医療空白の長期化という問題は市民の命と暮らしに重大な影響を与えていると私は思う。以上のことを踏まえて、市民の命と暮らしを守ることに責任を持つ多摩市が、厚生荘病院の早期再開によって医療空白が解決されるよう愛生会に強力に働きかけてその責任を全うするよう求めているとしたいと思うが、その点について伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまのご質問であるが、冒頭申し上げたように昨日市長と先方の理事長のトップ会談という中では、市長から、和田地区の中で医療の空白が生じないようにしっかりとその取り組みを進めていただきたいということは再三要請をさせていただいているところである。そうした中で、先ほど来お話をさせていただいているように、現状医療機能をどのように愛生会として保っていくか、様々なご検討をされているところである。

昨日、お話を頂いているのは、年明けというか年度末までになると思うが、具体的な検討案を地域の方々に対して示していきたいというお話を頂戴しているところである。その医療機関が病院という入院機能が必要とさ

れるものになるかどうかは別として、一つの医療機能ということではっきり地域の方々を医療で支えたいということは意向として伺っているので、そうした中の動きを、今後引き続き情報共有も含めて法人側とやり取りをさせていただきたいと考えている。

小林委員

当該法人が改心をして、今閉院状態になっているがこれを直ちに再開してお医者さんも看護師さんも集めて病院を再開することになれば別であるが、これから今言われたように年度末にかけて検討案を示し、東京都へのいろいろ一定の申請等もあると思うので、それから取り壊しをして建て替えをすとなれば、当然一定の空白期間がこれからも続くことになる。そういう中で、医療空白が少しでも解消されるように、一つは強力な働きかけをしてほしいし、もう一つは多摩市としてもその医療空白が解消されるような措置を取る必要があるのではないかと私は思うが、その点について伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 医療空白をどのような形で捉えるかが一つポイントとしてあると考えている。病院が全ての医療空白を埋めるものとは限らないという中で、先ほどのアンケートの調査の結果を鑑みても、いわゆるかかりつけ医が近隣にあるのが望ましいということであれば、今後例えば法人側が検討される中で、病院と違い一定程度の期間の中で手続を取ればクリニック・診療所が開設できるという側面もあり、そうしたことも含めて法人としては検討を進めていると考えている。その意味では、年度末までの説明会を注視しながらできるだけ早急に、その医療空白の期間がなるべく短い期間に済むような形で引き続き法人側には要請をしていきたいと考えている。

小林委員

和田・東寺方には現実に医療機関そのものがないわけである。聖蹟桜ヶ丘駅や永山駅が近くだと部長が考えているのだったら私と全く見解が違うが、近くではないわけである。だから、地域的に医療空白が起こっていることは事実で、それに対応した措置をぜひ取ってほしいと思う。この質疑の最後に、厚生荘病院が再開されることになったら、以前のように介護事業所から最後のとりでと頼られ、また地域の住民の命を守る、市民の皆さんから愛される病院になることを私は願っている。以上申し上げて、質疑は一旦終わる。

しらた委員　　今回のこの陳情であるが、多摩市として、この病院に何か補助する等、どのようなことを考えているのか。多摩市では今、そういう補助をする何かシステムや決まりはあるのか。補助を出したり出さなかったり、同じ病院、市民から見れば命を救っていただける等いろいろな思いがあるが、今の状況はどのようになっているのか。

伊藤保健医療政策担当部長　補助金という形で厚生荘病院に支出をしているということはない。一部健診事業等委託をしている事業については当然その委託の内容でお願いをしているが、運営費等については、基本的には民間の病院であるので、そうしたことは行っていない。

しらた委員　　民間ということで、東京都などは民間医療機関向けの補助金、国では医療提供体制施設整備交付金のようなものも準備されているが、永山の日本医科大学の東永山小学校跡地と土地を交換したところなども、土砂崩れとかレッドゾーンということで多摩市がその整備をした。厚生荘病院のところもたしかイエローゾーンであったので、どこまで安全を保つかはまた専門家の判断も必要だと思うが、やるところとやらないところの整理とか一回きちんと決めたほうがいいかと思うが、その辺はいかがか。

伊藤保健医療政策担当部長　今のお話であるが、従前来、日本医科大学多摩永山病院の関係ではずっとご説明をさせていただいているところであるが、日本医科大学多摩永山病院は高度急性期を担う大学病院で、従前の民間の病院とは病院の医療の対象者も含めて少し相違があると考えているところである。当然医療ということでは皆さん同じであるが、やはり高度急性期ということで、ほかのいわゆる民間の病院の必要度というところでは、そうした高度急性期に対しての様々な補助については必要だと考えている。

しらた委員　　高度急性期医療ということであるが、どこかそういうところできちんと説明して議決が必要かと思う。そういう整理が必要ではないかと思う。民間がやっていることであるが、病院の経営も大変厳しい環境だと思う。建設費が高騰しているし円安などもあるが、市長と事業者がトップ会談をしたときに、そういう話は何も出てこなかったのか。

伊藤保健医療政策担当部長　そうしたところが特段出ているという話ではない。今回のケースについては、あくまでも厚生荘病院の老朽化に伴い、運営を継続させ

ると患者さんの安全や入院機能を保てないところから、やむなく休院の運びとなったと伺っている。そうした中で再建するに当たって補助金云々ということではなく、まず基本に立ち返って病院をどのような形で今後運営できるかどうかを法人自身として検討されていると伺っており、そうしたお話が具体的に出ているところではない。

しらた委員 運営ができるかどうかというところがポイントなのかと思うが、もし運営ができなくてあそこの地域が空白になるとなれば、またそれも一つ考えておかななくてはいけないのかと思うが、その辺はどのようにお考えか。

伊藤保健医療政策担当部長 先ほど来ご質問者も含めて医療の空白地域というようにお話をいただいているが、何をもって医療の空白期間と捉えるかというのは一つあると思っている。先ほどから申し上げているように、高度急性期等も含めて基本的には二次医療圏という考え方で南多摩圏域での必要な病床数が確保されているという中で、改めてクリニックベースも含めて近隣にどの程度のものが必要かどうか、その中で医療空白ということを考えていかなければならないと思っているので、一概にそこの地域に病院やクリニック、診療所がないから医療空白と呼べるかどうかというところはあると思う。

ただ、従前厚生荘病院がそこにあったという中で、近隣地域の方々は歩いて行ける病院があったほうが心強いと考えておられると思っているので、そこは一定程度その医療機能を満たしているものの中には引き続き必要だと考えている。

板橋委員 先ほどから聞いていて、厚生荘病院が閉院したからといって医療空白と言えるのかどうかと何度も話しておられるから非常に気になるのであるが、多摩市の場合はお隣の稲城市や日野市のようにきちんと病院を持っていない市であるが、持っていないだけでもっと真剣に地域の医療のことについて考える必要があるのではないかと思う。今回でも、慢性期の病床と回復期の病床合わせて243床がなくなったわけである。

さらに、国では今、急性期病床を大幅に削減しようかといった動きもあるわけである。まさに民間任せで、よその自治体にも病院がそれなりにあるから行きたいところに行けばいいのではないかという話に聞こえるが、

もっと真剣に考える必要があるのではないかと思います。その点本当に多摩市の医療問題をどのように考えておられるのか、根本に立ってお聞かせ願う。

伊藤保健医療政策担当部長 先ほど来の説明になるかと考えているが、医療空白という中でどのように、歩いて行ける距離に必ず自分の病状に合った診療科目が必要かどうかと考えると、様々な診療科目がある中で、例えば眼科なりが近隣に必ず必要かとなると、そこはかなり難しいところがあるかと思う。従前厚生荘病院が外来として担っていた機能というものがあるかと思う。そこについては、いわゆる内科が中心になるかと考えている。一般的にかかりつけ医と言われるものは内科医が中心になるので、先ほど来のお話にあるが、そうしたものが地域にとっては必要な機能であるので、できるだけその機能を保っていただくような形で、そういう意味での医療空白が生じないような形で、相手側の法人にお願いをしているところである。

板橋委員 前回陳情が出たときにも、市としては、再建すると言っているのだから待とうというような感じで言っておられた。毎月病院側と話し合いを続けているということで、昨日もトップ会談をやったという話であるが、その話では、彼らはもう再建は無理なようだ、限りなくそれに近いような言い方をされているような報告を先ほどされた。地域の皆さんのアンケートによれば、小さなクリニックでもいいのではないかと思っているような話になってきた。もっとも、陳情者も、少なくとも今周りにクリニックもないのだから何らかの対策を取ってほしいという要望もあるが、今そのトップ会談では、結局は小さなクリニックでもいいからやってくれという方向に縮小されてきたのか。

伊藤保健医療政策担当部長 小さなクリニックでもいいからということでは決していない。冒頭申し上げたように、市長からも、この地域に引き続き医療機能が必要だということは強く要請をしているところである。一方、様々1年間やり取りをしている中では、コロナ禍の中で実際病院経営が今後うまくいくかというのは資金面も含めてであるということは現実問題としてあるかと思う。再建をするという中でも、きちんと診療報酬を得ながら、きちんとした人の確保、資金の確保、あるいは病院については医療機器等様々なお金がかかるところがあるので、そうした中で長期にわたって安全・安心な病

院を運営していくには非常に多額の資金を必要とするということもあるので、病院を再建すればいいというものではなく、今後を見据えながら、現実的なところを見ながら病院については考えていかなければならないと思っている。様々な医療機能を検討する中で、病院がなかなか難しいとなると、一つにはクリニック等も地域の医療を守るという点では必要なものである。そうしたものを置くのでもいいのではないかというお話も出ているところである。先ほど申し上げたように、そのことも含めて年明けから年度末にかけて地域の方々に説明会を開かれる予定であると伺っているところである。

しのづか委員 先ほどの病床数の話で、南多摩医療圏の中で約240床が今休院ということで凍結状態だと思うが、この休院状態はどのくらいまで認められるのか。

伊藤保健医療政策担当部長 休止届については、昨日もお話に出てきたが、1年間ということで、この12月で休止届が切れてしまうようなところである。ただ、法人側としては、現状いろいろな形で検討を進めている中で、休止届をもう少し延長できないかどうか東京都と協議していきたいと言われているところである。ただ、その協議についてももし認められない場合は結果として病院が廃院になるということであるが、廃院したから病院を一から再建しないのかということについては、先ほど来申し上げているように、今様々なご検討をされていると伺っているところである。したがって、医療機能をどのように地域に残していくかというのが、必ずしも病院ではないという方向も含めて、様々な検討がされていると考えている。

しのづか委員 あとはもうタイムリミットが迫っているということで、若干東京都との協議の時間が残っているかと思っているが、いずれどういう形にするにしても、この240床というのは多摩市において貴重な病床数であると思う。南多摩ということであれば南多摩5市の中で吸収されてしまうので、これについてはきちんと多摩市の医療政策として何らかの形で入院できる病床、これが慢性期なのか急性期なのかというのはあるが、身近に病床があるのとないのとでは変わってくると思うので、担当所管としては、その辺をきちんと主張していただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員 小林憲一である。4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について、採択すべきとの立場で意見を申し上げる。

意見討論は大きく分けて2つの柱で行う。1点目は、閉院後1年を経ても今なお厚生荘病院の再開の兆しが全く見えていないこと、この点で当該法人の愛生会も、地域医療の環境づくりに責任を負う多摩市がその責任を果たしていないということである。もう一つの柱は、厚生荘病院の閉院により病床数が減少し一つのコミュニティから医療機関がなくなったことで、全市的にも地域的にもこの陳情で指摘しているような医療空白が起こっており、これを解消する責任が市にはあるということである。

それでは、1つ目の柱から意見を述べる。昨年の市議会第3回定例会で今回の陳情と同じ陳情者が提出した3陳情第10号 多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止し、地域医療を守り、存続させるよう一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）と東京都に働きかけることに関する陳情が審査された際に、次のような事実が明らかになった。

1つ目は、当該法人の愛生会理事者が2021年7月26日に同年12月31日をもって厚生荘病院を閉院するという表明を行い、同月28日に職員に示された説明資料によれば、閉院の理由として、理事者が①建物の老朽化に対応する改修工事、耐震化工事には費用が必要、②病院事業継続したままの工事は現実的でないという2つの理由を挙げたことである。

2つ目は、質疑の中で、市としては当該法人から厚生荘病院を建て替える計画があると聞いているということである。当時の要点録から見ると伊藤保健医療政策担当部長は、閉院に当たっては今後建て替えの検討を進めているということでお話を頂いていると答えている。

そして3つ目には、この陳情に対して常任委員会での審査で否定的な立

場で意見を述べた一部の委員からは、厚生荘病院は一旦閉院するが建て替えをしようと言っているのではないかと、その理由が述べられたことである。これも要点録から引用すると、あらたに委員、「また、今回市の答弁の中で経営者側は病院を建て替える意思があるということが確認できた」、それから、しのづか委員、「先ほど市側とのやり取りの中でもあったように、建て替えをしてこれからまた中・長期的な地域医療になっていただくということで、一時的に閉院してきちんとリスタートしていくということは、私は何らおかしいことではないと思っている」と述べておられる。つまり愛生会は、厚生荘病院を一旦閉院する最大の理由として、改修や耐震化工事をするためということを挙げ、市の説明で愛生会には建て替え計画があることがわかった。

ところが、陳情が提出されてから約1年3か月以上が経過し、閉院してからも1年が経過してもなお建て替えの具体化が進まないどころか、その大前提となるはずの建物の取り壊しも行われていない。建物を取り壊し、建て替えを進めるための東京都への申請など、全く行われていないのではないだろうか。少なくとも私は、愛生会からも市からも、その種の情報には一切接していない。この姿勢は、昨年陳情を提出した陳情者にも市民にも極めて不誠実ではないだろうか。そして、その責任を愛生会だけではなく市も負わなければならないと思う。

それでは、2つ目の柱の厚生荘病院の閉院、そして再開されないことによる医療空白が起こっている問題である。それは全市的な問題と地域的な問題とがある。まず全市的な問題である。もともと多摩市を含む南多摩医療圏では患者の流出率が高い状態があった。2016年策定の東京都地域医療構想の中で、南多摩二次保健医療圏では、高度急性期では流出が流入を上回り、その差は1日当たり320.1人、急性期でも同様にその差は1日当たり608.8人、回復期もその差は1日当たり516.6人、慢性期のみ流入が流出を上回り、1日当たり1,269.4人となっている。さらにその南多摩医療圏の中でも多摩市が市外への流出率が相対的に高く、医療が足りていない現状があった。

当然これは厚生荘病院の閉院前の数字で、多摩市がつくった多摩市版地

域医療連携構想でも回復期の全病床数134床(2病院)のうち、厚生荘病院が41床(30.1%)、慢性期の全病床数495床(3病院)のうち、厚生荘病院が202床(40.8%)を占めていた。もともと医療資源が不足していたところに回復期の3割を占めていた厚生荘病院がなくなったことは、多摩市の医療空白に拍車をかけていることは疑いない。

流入が流出を上回っている慢性期においても、その4割を占めていた厚生荘病院がなくなってしまった影響は計り知れない。慢性期という点では市内の介護事業所などから最後のとりでとし、頼りにされていた厚生荘病院の役割を強調したいと思う。さらに全市的なことで付け加えると、多摩市版地域医療連携構想にある災害医療支援病院としての厚生荘病院の役割である。この災害医療支援病院は厚生荘病院と桜ヶ丘記念病院の2院のみで、実に2つのうち1つがなくなったわけである。

次に、和田・東寺方地域から地域の医療機関がなくなったという問題である。これは陳情の資料として示されているアンケート集計結果で明らかである。聖蹟桜ヶ丘駅までバスで行かなければならず非常に不便、和田地区に病院が少ないので困る、自分の家の近くに病院があるというだけで安心感があった、先月体調を崩したときに近くに病院がなく通院を諦め自宅療養で直した、土・日・休日に休診のクリニックが多いため土・日・休日の救急医療に対応できる地域医療機関が近くにあってほしい等々、困り事がたくさん紹介されている。

多摩市の医療機関は必ずしも市内に均一に配置されているわけではない。ニュータウンの団地では、唐木田、多摩センター、永山の駅周辺と団地内のいわゆる医者村にあり、既存地域では聖蹟桜ヶ丘駅前に集中している。そういう点では、和田・東寺方地域の数少ない医療機関だった厚生荘病院がなくなった影響は計り知れない。

以上申し上げたように、全市的にも地域的にも厚生荘病院閉院とそれが一向に再開しないことによる医療空白の長期化は、市民の命と暮らしに重大な影響を与えるものである。このことを踏まえて、市民の命と暮らしを守ることに責任を持つ多摩市が、厚生荘病院の早期再開によって医療空白が解決されるよう一般財団法人愛生会に強力に働きかけ、その責任を全う

するよう求めた本陳情に全面的に賛同するものである。また、再開されるまでの間医療空白が少しでも解消されるよう、市が必要な措置を取ることを求める。

最後に、厚生荘病院が再開されることになったら、以前のように介護事業所から最後のとりでと頼られ、また地域の住民の命を守る、市民から愛される病院となることを願ってやまないことを申し添えておく。

しらた委員 4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について、趣旨採択の立場で討論する。

病院経営を取り巻く環境は大変厳しく、建設費の高騰も続き、また円安ということである。事業も継続していかななくてはならない、様々なことを考えると、今、日本医科大学でもなかなか引っ越しをするなどということもはっきりせずの状況である。これからの多摩市の医療空白を解消することとももちろん大切であるが、先生方の高齢化も進む中、しっかりとした医療体制をもう一度見直しすることが大切ではないかと思うので、この厚生荘病院は、あそこの地域にとってはやはり大切なものだと思う。また、土砂災害のイエローゾーンも多摩市で本当に少しでも協力するということであれば、これからの補助金体制をどのように考えていくかということも含めて、これからの多摩市の医療体制をもう一度見直していただきたいと思い、趣旨採択の立場での討論とする。

しのづか委員 4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について意見を申し上げる。

まず本陳情は、項目として2つ柱がある。まず1点目については、これは去年の第3回定例会に同趣旨の陳情が出された。その当時はまだこれから閉院をするという状況だったが、そのときと今とでは、先ほども病床数のことで質疑をさせていただいたが、タイムリミットとして1年間の休院の間に今後の方向性が出せていないことについては、私は非常に遺憾だと

思っている。市も誠実に当財団法人との意見交換等をこの間進めているとのことだったが、今後のスケジュールや今後の予定については、もう少し透明性を持った形で地域住民、そして多摩市民に対して明らかにしていく必要があると思っている。

もう1点、第2点目の病院再開までの間の医療空白を解消するための措置というのは、この多摩市内を見渡すと、私の住んでいる連光寺・聖ヶ丘地区、特に一番東側のエリアなどは診療所ももともとないような状況の中で地域住民の方がいろいろな形で医療へアクセスしているという現状も踏まえると、この和田・東寺方地区だけが医療空白で今までであったものがなくなってきたから医療空白なのかということ言えば、私は違うと思うし、これは今後厚生荘病院の後の利用で、私たちが報告を受けているのは建て替えという方向であるので、今は建て替えるまでの間はそこにクリニックがなくなってしまうような現状があるが、今後の方向性についてはそれを限りなく追求していただきたいということで、やはり全体で物を考えるべきではないかと思う。和田・東寺方地区だけ何らかの措置を行うのは、今までなかった地域に対してはどうなのかということにもなるので、私はその2番については少し考え方が違う。よって、私たち壮士の会としては、本陳情については不採択としたいと思う。

あらたに委員 4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど来いろいろな方も言われている昨今の物価高騰、日本医科大学ですらも建て替えに足踏みをせざるを得ないような医療関係の厳しい現状、こういったものを鑑み、一法人に対し議会として無責任に経営に影響の出ってしまうようなことを述べるのはいかがなものかということが1点ある。

また、本当にここに医療としてのニーズがあるのであれば、愛生会が本当に厳しくてなかなか進まないということであれば、市は逆にこの愛生会にこだわることなく、回復期の医療をこの多摩市でどうやって確保してい

くのかという広い範疇で検討する必要があるかと私は思っている。特に今回この病床の休止期間が間もなく切れるということで、ここは市が責任を持って取り組んでいただきたいということを要望し、この陳情に対しては不採択とさせていただく。

山崎委員

4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について、新生会を代表し、不採択の立場で意見を述べる。

長年にわたって地域の医療を支えてきた厚生荘病院が一時的に閉院することは、地域にとっても多摩市にとっても大きな問題であり、早期再開を願うところであるが、市としても地域医療の一端を担っていただいている厚生荘病院の一日も早い再開を望んで、先方と継続的に連絡を取り合っているという状況ということであるので、市に対しては、陳情者が多摩市の医療体制に対して不安を持っていることを踏まえながら引き続き先方への働きかけを続けていただくようお願いし、今回の陳情については不採択とさせていただく。

板橋委員

それでは、4陳情第14号 多摩市和田の厚生荘病院の早期再開と地域医療への責任を果たすことを一般財団法人愛生会（以後愛生会と記す）に働きかけるとともに、再開までの間の医療空白を解消する措置を求める陳情について、採択の立場で討論する。

この陳情そのもの、働きかけてほしいという声、そして、その間、今の近くにはクリニック一つないから病院周辺に対してせめてこのクリニックなどの最低多摩市としての可能な措置を行ってほしいという、まさに本当に控え目な陳情なのではないだろうか。これに対して、この市民の声を排除するのは到底できないと私は思う。

多摩市の場合、先ほども言った稲城市や日野市のように市立病院を持っていないだけに、地域医療に対しては本当に真剣に取り組んでいかなければならない問題だと思う。それなのに、240床もの病床がなくなり、そして災害医療支援病院であったその2つのうちの1つがなくなってきている。地域では、クリニックとして地域の人たちの本当に頼りになる診療・

診察をやっていただいていた。それがなくなったことは、地域医療の空白とは言えないといった話ではないと思う。地域医療の空白問題では、アンケートでも出てきた、病院がなくなったので結局売薬を買って家で何とかしたという声もあったように、自ら病院に行くのを諦めてしまうということは、本当に病気の悪化をより一層進めて重篤な状態にしてしまう事態にもなりかねないと思う。そういう点では、市民の命をしっかりと守る自治体としての役割をもっと真剣に考えて取り組んでいただきたいと思う。そういう点でもまさにこの陳情、最も控え目なこういう市民の声を私たちはしっかりと受け受け止める必要があるという意味で、採択の討論とする。

きりき委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が3名である。いずれも過半数に達していない。よって本件は審査未了となった。

日程第2、4陳情第15号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情を議題とする。

なお、4陳情第15号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第15号について、これまでの署名は631名だった。本日まで追加の提出が249名あった。合計して880名である。

きりき委員長 なお本件について、陳情者から資料の提出があった。机上に配布しているのでご確認願う。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてご発言願う。

陳情者（片岡氏） 本日はお時間を取っていただきありがとうございます。多摩市連光寺3丁目に住んでいる片岡純子である。現在市内の保育園と小学校に通う娘2人を育てている会社員である。

まず初めに、昨日の提出には間に合わなかったが、追加で70名の署名が届いている。ご協力いただきありがとうございます。

今回の陳情は、子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情になる。

陳情項目。多摩市議会から国に対し、子どもへの新型コロナワクチン接種について、以下の慎重な対応を求める意見書を提出してほしい。1、努力義務となった子どもへの新型コロナワクチン接種については、あくまで強制ではなく、義務でもないことを十分に周知すること、2、厚生労働省のホームページで公開されている副反応疑い事例について、広報などを使って保護者が十分に理解できるように情報提供を行うこと、3、ワクチン接種前に予診票などを用いて上記の情報提供内容を保護者が理解しているか確認すること。

2、陳情理由。新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが変異を繰り返し、弱毒化して重症化するケースが大きく減少している。このコロナウイルス変異、弱毒化によりワクチン接種の感染予防効果は低下しており、重症化予防のメリットも少なくなっている。また、ワクチン接種による副反応や後遺症により苦しんでいる現状もある。国は中・長期的な副反応が確認されていないこのワクチンを感染してもリスクの少ない子どもに接種することに対して保護者が適切な判断をすることができるよう十分な情報提供を行うべきだと思い、今回の陳情を提出させていただいた。

私自身、大学4年生の秋に学長から国家試験のときにインフルエンザになったら大変だからワクチンを打つようにと進められて初めてインフルエンザワクチンを打ち、それがきっかけでチャグ・ストラウス症候群という難病になった。接種をしてから体が少しずつおかしくなり、2年たってやっと診断名がついたときには、左足は麻痺をして動かなくなり、血流が滞ってしまっていた足は固く動かなく伸ばせない状況となった。

また、心臓も悪くして、座っては失神を繰り返し、寝たきり状態で、体

重も30キロまで落ちた。大学病院に入院し、1か月検査を繰り返してやっと病名がついた。日本でその病気に強い病院が神奈川県にあったことで転院をし、治療を続け、今このように母親になれるくらいにまで元気になることができたが、現在も二、三か月ごとの通院と、毎月の自己注射によるコントロールが必要となっている。そして、病名がつくまでに2年かかったことで因果関係は不明と主治医から言われている。だが、今までの経緯を見るとワクチンは関係あるだろうねと、海外でこの病気について論文発表などを行っている先生から言われている。自分を守るためのはずのワクチンによって自分の人生が狂わされるなど思ってもみなかった。

そこからワクチンについて本を読んだり、医者が開催している講座などに参加してきた。インフルエンザワクチンで開発に50年以上かけているそうである。新型コロナワクチンはどうであるか。これほどすぐ世の中に出るのは絶対おかしいことだと思ったし、自分はもちろん、子どもに打てるはずがないと思った。

実際この署名を集めているときに、市内の方から健康被害についてお話を聞くこともあった。市内小学生では、副反応で重症化、1年間学校に通えていない子、接種翌日副反応が強く出るものの、因果関係は認められないと医者から言われ泣き寝入りとなってしまった子、市内中学生では全身関節の炎症が起きている子、免疫不全により野菜や果物の食物アレルギーが出てしまうようになってしまった子などが聞かれている。

もちろん、大人の方でも、60代の方は接種会場で体調を崩すも医師に相談しても耳を傾けてくれず、現在も長時間の仕事や外出ができない状態となってしまった人、20代の方で元気だった友人が接種後1週間で亡くなるが因果関係は不明と言われてしまったと言ってくれた人などがある。親は子どもを守りたい気持ちで接種するかどうかを検討すると思っている。だが、接種券が配られたことで流れるように接種してしまっている大人もいる。大人自身でさえも不安を感じながらも同調圧力によって接種し体調を崩した方がいるのが現状である。これ以上同じ思いをする方を1人でも少なくするためにも、この陳情を採択していただきたいと願っている。

私自身、多摩市で育ったが、結婚を機に市外に引っ越した。多摩市で子

育てをしているお母さんたちの話を聞いて、多摩市で子育てがしたく、長女の小学校入学を機に引っ越しをして戻ってきた。多摩市は子どものことを思い動いてくれる市であると思うし、これからもそうであってほしいと願っている。多摩市としても、今回の陳情項目にあるような内容はできると思っている。どうぞよろしく願います。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本件陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あれば願います。

金森健康推進課長 まず市で今現在子どもの新型コロナワクチン接種をどのように実施しているかご報告させていただく。

まず5歳から11歳の小児接種というのがある。こちらについては1・2回目及び3回目接種を今現在実施している。1・2回目接種については令和4年3月から開始しており、当初努力義務の適用はなかったという形になっている。3回目接種が令和4年9月24日から開始されている。こちらは努力義務が適用という形になっている。あと乳幼児接種であるが、6か月から4歳にかけてというのを令和4年11月20日から開始させていただいている。こちらは3回接種をして初回接種が完了という形になっている。こちらにも努力義務という形で小児科学会の推奨を得ている。

いずれにしても、この新型コロナワクチン接種についてであるが、特例の臨時接種という形で法定受託事務となっているので、市については国からの通知等に従って今までも実施させてきていただいているところである。

周知については、5歳から11歳に関しては、努力義務でなかった際には市長メッセージ送付をさせていただき、慎重に対応いただきたい旨記載をさせていただいた。6か月から4歳についても、努力義務とはなっているがワクチン接種は強制でないこと、ワクチン接種を受ける受けないということについては正しい資料に基づきご判断いただきたい旨も書かせていただいている。ただ紙面には限りがある。市公式ホームページ、たま広報等でもQRコードなどもつけさせていただいて厚労省のホームページに飛ぶような形にさせていただいている状況になっている。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 陳情項目として3点あり、これを国に意見書という形で出してほしいというのがこの陳情の内容であるが、今のご説明ではこの3点は現在国の努力義務となっていると言われたが、この3点については今現在実施されていないということによろしいのか。

金森健康推進課長 市が実施していないかどうかということによろしかったか。市については、まず1点、努力義務となった子どもへの新型コロナワクチンについて、あくまで強制ではなく義務でもないことを十分に周知することについては、市側の取り組みとしては、先ほどお話しさせていただいたように市長メッセージとして、毎回のたま広報でもそのことを載せさせていただいている。

また、厚労省のホームページなどでも努力義務の適用が妥当とされているが、ただし、接種はご本人や保護者の判断に基づいて受けていただくという記載が厚労省のホームページのQ&Aにも載っているような状況になっている。

あと厚労省のホームページで公開されている副反応疑い事例について広報などを使って保護者が十分に理解できる情報提供を行うことであるが、こちらについては、市である程度ワクチン接種の通知文を対象の方皆さんにお送りさせていただいている一つの理由として、接種勧奨という意味よりは、こういったワクチンがあるが、それについてどのような安全性、副反応があるのかを知っていただくという意味もあると考えている。そういったものは、厚労省のカラー版になっている説明書に副反応なども記載されている。その紙面に限りがあるところについてはQRコードなどを付けており、厚労省のホームページに飛ぶようになっている。この予防接種に関しては、情報が非常にたくさんある。厚労省のホームページも幾つもリンクを張らせていただいているが、一つ一つを丁寧に見ていくと副反応のページにも飛ぶという形になっており、市公式ホームページでも副反応のページにリンクを張らせていただいている。そこを見ていただくことで情報を得ることができるようになってきているかと思っている。

あと3点目のワクチン接種前に予診票等を用いて上記の情報提供内容を

保護者が理解しているかを確認することとなっているが、現在市でも予診のところで医師の診察、説明を受けているが、そもそも予診票にまずは新型コロナウイルスワクチン説明書を読んで今回副反応に理解したかという文言が入っている。新型コロナウイルスワクチン接種希望者は、お子様の場合だと保護者の同意欄があるので、そこには医師の接種の効果、副反応などについて理解をした上で接種を希望するかという項目でサインをするような形になっている。診察の場面では、医師の診察を受けて質問がないかと一定確認はさせていただいているかと思うが、しっかりと医師から全てのことをその場でお話しするのは、時間的なこともありできていない部分はあるかと思う。事前にそういったものを見てきていただいている中で実施をしているところである。

小林委員

努力義務となっていること自体が強制でも義務でもないということの表現だと思うが、それで、これは意見書として国に上げてほしいということであるから、国に意見書としてこの3項目を上げて、国で例えば実際にワクチン接種を行う地方自治体に対して、例えば広報でこのようにやってほしい、予診票を使ってこのようにやってほしいということを求めているのだと思うが、今のご説明では一定程度ここに書いてあるようなことは行われているが、よりそれを徹底するというか、あるいは予診票を用いてということ言えば情報提供されていることを保護者がきちんとより理解ができるようにしてほしいということになると思うが、そういう意味では現在やられているが、より徹底してほしいということになるのではないかと思う。

それから、陳情理由で、新型コロナウイルス感染症が変異を繰り返すことで弱毒化して重症化するケースが大きく減少していると書いてあるが、科学的な知見として所管でもそのように考えているのか。

金森健康推進課長 この新型コロナウイルスであるが、本当に速いスピードで変異を繰り返しているウイルスかと認識している。当初デルタ株以前のときには重症化率がそれなりにあったが、現在最新のデータを手持ちで持っているのは2022年3月から4月の段階であるが、重症化率はやはり下がってきているところがあり、50代以下で0.3%、60代以上で1.5%まで下が

ってきている、死亡についても50代以下では0.01%、60代以上では1.13%という値になっているので、こちらに書かれているように重症化率自体は下がってきているところがある。

小林委員 確かにその重症化率は減少していると私も思うが、仮にその重症化率が減少していても、感染そのものが拡大していけばその分重症者そのものはふえていくことになるので、そういうことをもって重症化するケースが大きく減少していると言えるのか私は疑問であるが、その点についてはどうか。

金森健康推進課長 今ご質問にあるように、重症化率自体は下がっていても感染者の母数がふえるとやはり重症化する方の人数や死亡する方の人数というのは、今までの波の中で波が来るたびに少しふえ、この第7波などはかなり多くなっているというのが現状かと思う。ただ、重症化の度合いもいろいろと変わってきているということは耳にしているところである。

小林委員 最後に、大人へのワクチン接種と違って、子どもへのワクチン接種ということで一番注意しなければならないのはどのようなことになるのか。

金森健康推進課長 特に乳幼児などの接種については、これ以外に本来の予防接種法に基づく定期接種が複数ある。その時期にそのお子様にとってどちらのワクチンの優先度が高いのかは、かかりつけの先生と十分にご相談をいただく必要があるかと考えている。そういったことで、乳児接種については医師会にもご協力をいただいております、一定医師会にもかかりつけの方のご相談によく乗っていただくということで話し合いをしてきたところである。

しのづか委員 まず確認をしたいが、5歳から11歳のワクチン接種が今年の3月から始まった。その際に市長名で、5歳から11歳の方のワクチン接種の予約について努力義務ではないので慎重にご対応いただきたいという文書が予約票に添付されて一緒に発送された。そのことについて、こういった思いでこういう文書を入れたのかお答え願う。

金森健康推進課長 この当時、基礎疾患をお持ちの小児の方もおられる。接種を希望する方がおられるというところで、努力義務ではないが全員の方に接種券、説明書等を送らせていただいたという経緯がある。希望する方が打てる体制は確保させていただくということが市の体制としてはあったが、ここで

努力義務が課せられなかったというところでは、その当時まだ専門家の中でもいろいろな意見があり、小児科学会でまだ推奨が受けられていないような状況であったので、そういったこともしっかりとお伝えさせていただく、努力義務でもないので慎重に対応いただきたいということで、メッセージを入れさせていただいたところである。

しのづか委員 そのときの市の対応を責めているわけではない。私は、そのときの市の対応は適切だったと思っている。その後、5歳から11歳、そしてまた生後6か月から4歳も努力義務として国は規定した。努力義務ではないので慎重にご対応願うと言っているのが、今度努力義務になったときになぜそういう対応を取られなかったのか。

金森健康推進課長 文言としてはそういった形で入れさせていただいていないが、6か月から4歳の場合にもワクチン接種は強制ではないということを強調させていただいている。表現的には少し違うかと思うが、ワクチン接種を受ける受けない、発症予防効果、ワクチンの安全性、接種後の副反応、同封した資料と正しい情報に基づきご判断いただきたいということで情報提供させていただいているところである。

しのづか委員 努力義務と義務の違いというのがあると思うが、要は最初に発送したのが努力義務ではなくて勧奨であるということで、努力義務ではないから慎重にご対応願うというような、このタイトルどおりの内容である。それが努力義務になった。努力義務になったということは、逆に捉えてみれば、これは接種をしなければいけないと捉えてしまう人も出てくるのではないだろうか。その辺の言葉の使い方というか、これは私自身の話であるが、私はまだワクチンを接種していない。それは義務ではないからである。努力義務だからということもあるわけで、陳情者は国に対してもう少し丁寧に説明をすべきではないかということをお求めているわけであり、多摩市としては、こういった説明を国がやっていなかったものを、さらにこの時点で市長名で慎重にご対応いただきたいということで1枚追加して入れたということである。だとしたら、その後についてもきちんとそういった説明があってもよかったのではないかと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 丁寧なご説明にはなっていないかもしれないが、たま広報には毎回必

ず強制ではないということを書かせていただいている。「努力義務」という言葉はなかなか難しい言葉かと思っている。接種を受けるよう努めなければならないという予防接種法の規定という言い方で、義務とは異なるというところは先ほど質問者がおっしゃったとおりである。どちらかということ感染症の緊急の蔓延予防の観点から皆様にご協力いただきたいという趣旨からこういう規定があると厚生労働省のQ&Aにも載っているところである。そこを上げてのご説明というのは特にしていないが、厚生労働省のQ&Aに書かれているというところでは、そこに市公式ホームページなどでリンクを張らせているのが現状である。

しのづか委員 この文章の中の一番下段に5行あるが、接種に不安を感じている方、そもそも重症化しないと言われている小児に接種が必要なのかと疑問をお持ちの方もいると思う。慎重に対応いただいて結構である。改めてワクチン接種を受けたくても受けられない方、また接種そのものに不安を感じている方、さらに乳幼児始めマスクの着用が難しい方もおられる。差別や誹謗中傷のない社会を共につくっていきましょう、よろしくお願いとある。私はこれは至極真つ当なことだと思っており、今現在はこの市長名での文章は一切入っていないという状況か。違う形での表現の文章が入っているのか。

金森健康推進課長 今ご紹介いただいたのは6か月から4歳のお子さんの市長メッセージかと思う。6か月から4歳のお子様についてはこれを入れさせていただいている。5歳から11歳については努力義務ではなかった場合のみ入れさせていただいて、努力義務を適用してからはこのメッセージは入れていないという状況になっている。

しのづか委員 先日の岩永議員の質問の中でもあったが、今、乳児や幼児の方が打っているワクチンというのは最初のワクチンである。1回目、2回目ということで。今後3回目、4回目ということでワクチン接種事務自体は進められると思うが、今後接種されるワクチンについては、質問の中でも明らかになったように、まだ人での治験ができていないワクチンでもある。私はワクチン接種自体を進めるなというわけではなく、メリット、デメリット両方の情報をきちんと提供していくことが必要ではないか、そして、そこで受ける・受けないという判断があってもいいと私は思っているので、今後

についてはどのように対応されていくのかお伺いしたいと思う。

金森健康推進課長 今お話があった一般質問で話題になったワクチンというのは、オミクロン株対応ワクチンのことかと思う。小児のオミクロン株対応ワクチンについてはまだ承認がおりていないので、従来株という形になっている。一般質問で取り上げられたオミクロン株のB A. 5は、人による臨床試験ではなくマウスの臨床試験であるということが話題になったかと思う。こちらについては、やはりホームページにはなってしまうが、ホームページにマウス試験により承認をされたというページにリンクを張らせていただいて、よくよくホームページを見ていただかないと届かないところにはなるかもしれないが、そちらで情報提供をさせていただいている状況になっている。

しのづか委員 ワクチンは絶対ではない。当初2回打てば社会的抗体ができて感染そのものが収まると言われていたはずなのに、今朝のニュースでは尾身会長が5回目の接種をされたが感染した、先日は岸田総理大臣が4回目の接種後、約1週間で感染をした、ワクチンを打っても感染は止められない。そういう中できちんと、要は高齢者やリスクのある方にうつさないためにワクチン接種を進めようというのが国の考えかもしれないが、中・長期的にこのワクチンに対してどのようなリスク、影響が出るかというのがまだ明らかになっていない状況の中では、例えば5歳から11歳については接種が始まっていろいろな副反応の事例なども出てきている。そういったものをきちんとオープンに公開して、その上でも接種するという判断をされる場合はしようがない、あってもいいと思うし、きちんとその選択ができるような状況というものを、この陳情については国にもう少しきちんとその状況を説明するよう、ホームページだけではなく様々な手段を講じてほしいということであると思うが、例えば国の厚生労働省のホームページにリンクを張る等、市としてもそういった積極的な説明をしていくということも考えられると思うが、いかがか。

金森健康推進課長 新型コロナワクチンについては、当初未知のウイルスというところで始まったワクチン接種である。最初にもお話しさせていただいたように、こちらはあくまでも法定受託事務となっているので、市は、接種を希望す

る方に接種ができる体制確保というところを一番に今までも実施させてきていただいている。今お話があったように、その接種をするのかしないのかというところについてはご自身がしっかりと判断ができるような情報を市としても伝えていく必要があるかと考えている。今もホームページをご覧いただくとわかるが、できるだけ整理をしながら、小児の接種もあるし、大人の接種もあるし、いろいろな接種がある。そういった中では、ワクチンの種類もあるので、わかりやすいホームページ、広報というところを心がけているところであるが、できるだけ市民の方がそういった情報をしっかりと捉えることができるように、ホームページや広報に工夫をしていきたいと思っている。

あらたに委員　今回いろいろ市民に対して案内が出ているわけであるが、結構文字の羅列が多くて、なかなか全部隅々までしっかり読むのも大変かと思っている。今回陳情者の方ご自身が、ほかのワクチンであるが、そういうワクチン接種で被害に遭われたという報告を受けていて、本当に接種後の副反応が出た方の話はいろいろよく聞くわけであるが、私自身の周りの方で、その副反応で本当に重篤になってしまったという人よりは、実際にコロナにかかって亡くなってしまった方、数か月入院を余儀なくされて自営業でうん千万という損害を結局かぶってしまったというような報告は結構聞いていて、予防接種健康被害救済制度というのがあるが、これは一次的には市町村が窓口で相談を受けるという形になっているが、多摩市では、市で接種された方からこの制度についての相談を受けている事例はどのくらいあるのか。

金森健康推進課長　市では健康被害救済制度のご案内を健康推進課で実施している。ワクチン接種後のご相談であるが、令和3年度からになるが、今まで45件のご相談を受けている形になる。この中で実際に申請書類を提出した件数は10件という形になり、これは市が予防接種委員会を開催するなどして都に進達をさせていただいて、都から国へというような形になっている。10件とも全て進達済みとなっている。認定済みのものは3件という形になっているが、今回のコロナワクチンは比較的大勢の方が対象だったので、ふだんの予防接種の健康被害救済制度と違い、1週間以内で改善したものについては予防接種の健康被害の委員会を市で開かずにそのまま進達がで

きるという形になっている。このすぐに回復された方3件については、もう認定されているような状況になっている。

しらた委員 この法定受託事務というのは何か規制があるのか。多摩市がこういうことを発表してはいけない、こういうデータがあるからこういうのを載せてはいけない、何かそういう規制があるのか。予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況についてというのが厚生労働省から出ているが、これに副反応の疑いの報告がたくさん載っているし、人数も載っている。そういうのをきちんと見せて情報として共有できるように、厚生労働省のホームページに飛ばすのではなく、多摩市独自でやることはできないのか。

それと、このピンク色の新型コロナワクチン接種についてのお知らせ、生後6か月から4歳のお子様の保護者の方へというものであるが、よくあるご質問というところの答えが、アメリカなどで6か月の乳幼児への接種が開始されたが、日本と同じファイザー社の乳幼児用ワクチンが承認されている。安心感を与えているというのももちろんわかるが、メリットデメリットあるのであれば両方平等に、今回は保護者の方が判断できる材料を両方書くことも大切ではないかと思う。その辺の取り組み、今回この陳情が出てきたことに対して、市の行政側としては、これで多摩市の情報提供は十分なのか、どのように感じていたか。

金森健康推進課長 まず最初に、ホームページに法定受託事務としてそういった情報を載せてはいけないのかというご質問があったかと思うが、それは特にないかと思う。情報についてはできるだけ公開することが必要かと思っているので、必要な情報についてはホームページに掲載していく。ただ、先ほどもお話ししたように非常に多くの情報量があるので、全てをリンクではなく張れる形というのはなかなか難しい部分がある。では、何を重要視して、何を重視しないのかというところもある。必要な情報がきちんと届くことも大事かと思っているので、そういった観点でホームページはつくらせていただいているところである。

続いて、今ご紹介いただいたピンクのチラシについては、乳幼児、6か月から4歳のときに入っているチラシかと思う。こちらは厚労省でつくられたもので、それを利用させていただいている形になる。こちらについて

は一定接種間隔、ワクチンの効果、安全性、よくあるご質問、新型コロナワクチンを受けるにはということと、あと厚労省のホームページにQRコードがついている。若いお母様方、お父様方、保護者の方が、右下のQRコードからいろいろな情報が取れるようになっているかと思っている。市にワクチン接種についての専門家がいるわけではない。このワクチンは新たなワクチンとなるので、市としては、こういった厚生労働省が示された資材等を利用させていただいているのが現実である。場合によってはこれ以上の情報が必要なこともあるかと思うが、ただ、先ほどお話があったようにそれ以外のワクチンの説明書なども必要で、本当に字が多い状況になっているので、どこまで何を入れるのか、最低必要な予診票も入れなければいけないので、現在送っているものを選ばせていただいて送っている状況になっている。

しらた委員 では、所管としては、これで十分だと、こういう情報である程度判断できるという考えなのか。

金森健康推進課長 送らせていただいたものだけで足りない部分はQRコードなどから読み取って情報を取っていただけるとありがたいと感じているところである。

しらた委員 そこら辺もう少し丁寧にやさしくというか、QRコードを見てほしいというのも、もちろんそれはそれで、私などにすれば、大阪市などでは、6か月から4歳用のワクチンを受ける前に知っていただきたいこと、効果と副反応についてもしっかりとホームページに載っている。こういうことをしていただいたほうが多摩市の健康推進課ではこのように考えているのか、こういうところを見てほしいという少しくアドバイス的なことも必要ではないか。QRコードで厚生労働省のものを見ればよいというのでは十分ではない。

多摩市に何か聞きたいが難しいということで、今回この陳情が出てきたのかと思う。多摩市にいろいろ注文つけてもできない、やはり国でないとできない。法定受託事務だからということで逃げるわけではないが、国の言われたままやって、多摩市独自で本当に市民の、ワクチンを打つことで命を守るはずが、少しずつワクチンを打って命を亡くすほうに変化しているわけである。今そういう方もいる。義務とか義務でないというこ

とももちろん大切かとは思いますが、言葉ではなく本当に考えていただける内容のものを載せていくことが大切かと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 今市でいろいろ情報提供させていただいている内容について少し不十分ではないかというご意見かと思う。繰り返しになるが、市としては、この予防接種の業務は法定受託事務で、希望する方が接種を受けられる体制の確保を今まで実施させてきていただいているところである。どこまでの情報をどのように載せていくか、わかりやすいホームページの作り方や内容については今後も随時見直しをしながら、市民の方がこういった情報を求めておられるのかについて、改善ができるとところがあれば改善していきたいと思っている。

このワクチン接種であるが、先ほどからご案内しているように市には専門家がいないわけではない。東京都の相談窓口などもあり、そこにも随時案内をさせていただいているところである。そういったこともできるだけわかりやすいように今後も引き続き実施していきたいと思う。

しらた委員 では、多摩市では医師会の方々とどういってお話をしているか。データのなもので医師会とこういうことを話している、要するに専門家でないからかかりつけ医に行ってもらいたいということである。そういうときに多摩市として、こういう情報を流している、こういうことで共有していただきたいというのがあるのか。

金森健康推進課長 医師会の先生方とは、ワクチン接種が始まった当時から何度も会議を実施させていただいている。最近では乳幼児の接種についても医師会と話し合いをして、実際にご協力をいただくというお話もしているところである。そういったところでは、医師会の先生方との連携体制に今までも気をつけて実施をしてきたところになるかと思う。

しらた委員 先ほどのづか委員もお話ししていたネズミだけで有効性、安全性があったと言えるのか、B.A. 5のオミクロン対応ワクチンは、人間での臨床試験データはないというのも共有できたらいいかと私は思っている。多摩市はこういうことを書かなかった、お知らせしなかったのはなぜか。今回の陳情者の国に対応を求める意見書提出に対して、多摩市はこれをしてもらったほうがいいのか悪いのか、その辺のお考えをお聞きしたい。

金森健康推進課長 まず最初のオミクロン株のB.A. 5のお話であるが、これは大人のワクチン接種となり、今回の小児の接種とは少し違うかと感じているところである。そちらについては、先ほどもお伝えしたが、ホームページでリンクを張らせていただいている、そのページに飛ぶような形にしている。そこだけを捉えて情報をお渡しするのかどうかというところについては、今回はそのホームページの中での周知ということで市は考えさせていただいたところである。今回の陳情については、議員の皆様のご判断でいいかと思っている。

きりき委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 0時05分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

板橋委員 5歳からのワクチン接種はもう始められているわけであるが、5歳から11歳の接種状況はどうなっているのかお聞かせ願う。

金森健康推進課長 本日ちょうど協議会案件の3番でご報告をさせていただこうと思っていたので、もしよろしければそちらの資料をご覧いただければと思う。資料を協議会案件の3番、新型コロナのワクチン接種についてというところにつけさせていただいている。

5歳から11歳については、1回目接種の接種率が24.3%、2回目が23%、3回目の追加接種については現在のところ10.6%という形になっている。また、乳幼児接種については、6か月から4歳であるが、これは今1回目、2回目が始まったところとなっている。1回目は129人の方が受けていて、接種率で言うと3%、2回目接種の方については39人の0.9%となっている。3回目接種はまだ到達する方がおられないのでゼロ%という形になっている。

板橋委員 子どもへの接種となると、親としてはいろいろ心配になってくるところであるが、そういった保護者の方からの問い合わせはどのようなものか来ているのかお聞かせ願う。

金森健康推進課長 健康推進課で保健師が乳幼児の対応をさせていただいているときに、

案内が届いたということでご質問を受けることがあるようである。具体的に聞かれるというよりは、これをどう考えればいいのかということで、それについてはいろいろと持っている情報を教えたり、あとはかかりつけの先生とよくご相談をいただきたいという旨もお伝えしたりしていると聞いている。

板橋委員 成人と違って子どもへの接種となると、なるべく受けさせたいという思いと、受けさせたくないという思いに大きく分かれてくるかと思う。そういう意味では、義務ではないという主張のメッセージなどが大きく作用しているかと思うが、案内状を見ても、いろいろなところで後遺症の問題の説明、また多摩市のホームページを見てもあらゆる情報にリンクできるようなつくりになっているが、それだけいろいろな情報が飛び交っているのだなど、このホームページを見ただけでも思うわけである。この頃のおミクロン株流行で特に小児患者の増加が言われているわけであるが、多摩市もそういった状況が実際あるのかどうか、そして重篤化という点ではそれほど心配する必要もないのではないかという声もあるが、その点の状況についてお聞かせ願う。

金森健康推進課長 具体的な数値としてあるわけではないが、お子様の間での流行はやはり広がっているという状況がある。お子様が感染して、家庭内で親御さん等に家庭内感染が起こっているという状況は、市内の中でもやはり見られている状況かと思う。

もう1点であるが、重篤化というところでは、先ほどの予防接種健康被害救済制度もあるが、小児については今のところ申請はない。直接ご相談はないような状況になっている。

しらた委員 今回接種会場ではどのような説明をされているのかと、市からの何かマニュアルがしっかりあるのかの2点伺う。

金森健康推進課長 接種会場でのご説明であるが、最初受付のところでもまず確認をさせていただいている。続いて医師の診察がある。そこで本人の体調、予診票の確認等の対応をさせていただいている。また、ナースもいるので、その後の健康観察を実施させていただいているような状況になっている。それについては現在包括業務委託させていただいている。それぞれの場面でどの

ような説明をするのかがマニュアル化されており、こちらとも共有しているという状況になっている。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員　小林憲一である。4陳情第15号　子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について意見討論を行う。

陳情項目の3点は、一定のリスクのあるワクチン接種に関して当然のことだと思う。同時に、ここに挙げられている3点は、現状のワクチン接種でも配慮されていることだと思う。ただし、そのことが形式的になり、自主的に保護者が情報を得て判断できる環境をつくることは重要だと思う。

また、ここに書いてあることは、これこれのことを国に意見書として上げてほしいということであるが、ここで示されていることは市の裁量で具体化できるものもあると思うので、市の努力を求めたいと思う。それから、陳情趣旨の中に、新型コロナウイルスが変異を繰り返す中で弱毒化し重症化するケースが減少していると述べられている。確かにそういう報告も一部でなされていると思うが、仮に重症化率が減少しているとしても、感染者数そのものがふえていくということがあれば、重症者はふえてくる。したがって、重症化するケースが大きく減少とは言えないのではないかと思う。現在のオミクロン株とその変異株についても決して侮ることはできないと考える。以上申し上げて、本陳情については趣旨採択すべきものと判断する。

しのづか委員　4陳情第15号　子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について意見を申し上げる。

本陳情は、3点について国に対応を求める意見書をこの議会から出してほしいということだった。主な内容としては、先ほど質疑でもただしたように、努力義務と義務の違い、そしてまた副反応の疑い事例などについて

もう少し細かい、様々な手法を用いて情報提供を行うこと、そういったものだと思っている。これは一定程度国や市も対応はされているかと思うが、なかなか陳情者が求めるものになっていないというのが現状ではないかと思っている。まず法定受託事務ということで市がこれまでワクチン接種対応について進めてきた事務について私は否定するものではないが、このワクチンに対する考え方が国民の間でそれぞれある状況の中においては、丁寧な情報提供が求められると私は思っている。

先ほどの健康推進課長との質疑の中でも、今後についてはもう少しわかりやすい情報提供なども検討していただけるということだったので、多摩市の対応については一定程度期待するものであるが、この陳情趣旨に鑑みると、国に対してもう少しきちんとメリットとデメリットをわかりやすく国民に対してお知らせをしてほしいという内容だったので、私は意見書を上げてもいいかと思っている。よって、この陳情に対して採択という意見としたいと思う。

しらた委員 4 陳情第 15 号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について、採択の立場で討論する。

署名数もふえてきたということである。それだけこの情報をもっと欲しい、丁寧な情報を供給してほしい、それが多摩市で無理であれば国にということである。命を守るワクチンであるので、リスクを背負うこともある、またメリットもある、そういうことをしっかりと情報共有することが私たちの行政の仕事ではないかと思う。そうした中で、国に対してしっかりと意見書を出すことによって少しでも情報共有ができるのであれば、意見書を出していかなくてはいけないということで、採択の立場での意見・討論とする。

あらたに委員 4 陳情第 15 号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について、公明党として趣旨採択の立場で意見を述べさせていただく。

子どもに対してワクチン接種後の副反応を心配するという思いは非常に理解できるわけであるが、この 3 つの項目については既に実際に行われて

いるだろうと思われる部分もある。陳情者の気持ちは十分わかるが、この3項目をそのまま国に意見として述べるという形にはならないかと思っ
ているので、趣旨採択とさせていただく。

山崎委員

4陳情第15号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について、新政会を代表し趣旨採択の立場で意見を
する。

この新型コロナワクチンについては、接種が始まって約2年がたった現在も、安全と言う人から危険と言う人まで様々な意見が出ている状況である。そのような状況で、積極的に子どもに接種させるのを心配する陳情者のお気持ちは十分に理解するところである。

現在、多摩市では、市公式ホームページをはじめたま広報やワクチン接種券送付時に同封するなど、様々な方法で情報提供がされているということだった。それによって保護者には十分広く情報が伝わっているのではないかと思う。11歳以下の接種率が低いことを見ても、既に受けたくない人は接種しないという対応が取られているように思われる。

また、いまだ治療薬が一般に広まっていない状況であることや、基礎疾患のある人の中にはワクチンの情報を得た上でも積極的にワクチンを接種したいと望んでいる人もいる状況もあることから、市は片方に偏った対応を行うのではなく、保護者が適切な判断ができる環境をつくっていただくことをお願いして、この陳情に対しては趣旨採択とさせていただく。

板橋委員

4陳情第15号 子どもへの新型コロナワクチン接種について、国に対して慎重な対応を求める意見書提出に関する陳情について、趣旨採択の立場から討論する。

子を持つ親としては、ワクチン接種に様々な不安、期待、こういう両極端な思いが飛び交っているのではないかと思う。市も、これは義務ではないということを出しながら具体的な後遺症の状況などについても発信し、皆さんにまさに慎重な対応を求める取り組みが行われているのではないかと私も思っている。そういう意味で、保護者が理解しているか確認するという点では説明書に本人がサインをする項目もあるわけであるが、どこまでそれが理解されているのか、不安、疑問のような問題もあるにはあるが、

少なくともこういう問題は、義務・強制ではないのであるからしっかりと親が判断しながら接種するしないは決めていただきたいという立場を市としても貫いていただきたいということを考えて、趣旨採択とする。

きりき委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が4名である。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったため、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午後 0時22分 休憩

(協 議 会)

午後 1時25分 再開

きりき委員長 ここから協議会に切り替える。

それでは、1番、たま食育フェスタ事業終了について、市側の説明を求めらる。

金森健康推進課長 では、協議会案件1件目、たま食育フェスタ事業終了についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

たま食育フェスタであるが、こちらに書かせていただいたように令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で実施することができていない。実行委員会方式という形で実施させていただいていたが、コロナ禍で感染症対策、時代に合った食育の啓発を検討する時期に来ているというご指摘もいただき、実行委員会の存続も厳しい状況があるとの意向が示されている。このような状況から、本フェスタ及び実行委員会については一旦役割

を終えるものとして、実行委員会の皆様には引き続き食育推進事業、食育ネットワーク推進連絡協議会があるので、その中で連携を図らせていただき、来年度次期計画策定予定である多摩市の食育推進にご参加いただくこととさせていただきたいと思っている。

たま食育フェスタの概要は、そちらの表にあるとおり、毎年実行委員会で計画をさせていただいて出展団体を募り、実施させてきていただいたところであるが、ここ2年、感染症蔓延のため中止をさせていただいていたところである。

こういったことを受けて、一番下、たま食育フェスタのあり方検討会で今後について4月5月とヒアリングをさせていただき、9月にウェブで会議をさせていただいた。当時食育をどのように啓発するのか非常に手探りの状況で始めて啓発をしてきたところであるが、長い経過の中で各団体や企業がノウハウを蓄積できてきたところである。また、自ら食育推進の活動を行うように変化してきたというご意見があった。こういったこともあり、本フェスタ及び実行委員会については一定の成果を得ておおむね役割を終えつつあること、コロナ禍の中で改めて食育啓発の手法、内容について再構築が必要であること、また、実行委員会を離れる団体や事務局を担う団体の参加が難しいことから、実行委員会の総意として本フェスタを終了、実行委員会を解散することとなった。

今回の12月議会で今年度の食育フェスタの補正予算についても削減ということでご了解をいただいたところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 協議会案件2件目、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についてということで毎回ご報告をさせていただいている内容について、更新してご報告をさせていただく。

1番については、多摩市独自のPCR検査についてである。こちらは令

和4年11月25日現在の結果であるが、実績については(2)をご覧願う。令和4年度であるが、施設でのPCRは検査78件となっている。9月にご報告させていただいたときが61件であったので、11月の25日現在ではそこから17件増となっている。合計については、令和4年度は78件で、令和3年度から累計すると1,003件という形になっている。

2番目、自宅療養者対象の物資支援である。こちらも第7波感染拡大によって今年度7月27日から再開させていただいていた。ただ、東京都の食料支援が滞りなく配送されたということで9月30日で一旦休止という形にさせていただいている。現在も特に食料支援等滞りがあるという報告は聞いていないので、現在休止状態という形になっている。(4)に実績を載せている。令和4年度7月27日～9月30日、真ん中の欄になるが、こちらが第7波のときの実績となる。配送世帯は1,027世帯、食料品の数が1,570となる。令和4年度合計については6月3日分までを合わせると配送世帯1,374件、食料品2,517件、日用品323件、生理用品2件という形になっている。こちらについても、万が一これから第8波と言われているものがもう少し拡大してこういったものが必要になった場合には再開する予定で準備はさせていただいているところである。

続いて3番目、新型コロナ電話相談についてである。こちらについては1月26日から継続して本日まで実施させていただいている。相談実績であるが、こちらは11月24日現在のものが出ているが、12月12日までのデータもそろってきており、4,045件となっている。令和3年度と合計して5,779件となっている。第7波に比べると今のところ電話相談は落ち着いている状況であるが、1日当たり10件後半から20件程度の最近のご相談内容になっている。昨日もご相談内容にはどのようなものが多いか確認しているが、主にご自身で抗原検査をして陽性になった、この後どうすればよいかというご相談が今一番多いと聞いている。

4番目、新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業である。こちらは、市内の2病院、その他市外の近隣病院の感染症患者受け入れ病床の維持を図るためのものである。こちらも令和3年度で一旦終了したが、コロナ第7波で感染者が拡大したので、令和4年8月1日より再開

させていただいている。今年度末まで実施予定とさせていただいている。

(4) に実績を上げさせていただいている。こちらもし更新させていただく。10月までの実績が出ているが、11月までのものを入れると、26人というところが31人となっている。市内2病院からの転院であるが、18人のところが21人、市内の方が10人のところ11人、市外の方が8人から10人、市外病院からの転院の方は8人から10人、市内10人という形に実績が伸びている。

続いて、申しわけない、こちらは誤植で、4番ではなく5番、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。今も引き続き国内用と国外用の予防接種証明書の発行をさせていただいている。令和4年度であるが、海外用が1,571件、国内用が301件、合計1,872件で、海外用のものが87%を占めている状況になっている。郵送と窓口では、郵送も進めているが、早く証明書が欲しいという方も多く、窓口に来られる方が7割強おられるような状況になっている。

また、年末にかけてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症のダブル感染も心配されている。そういったところで、市民の方にわかりやすい受診方法、どのように対応すればよいかについて、広報担当の協力を得てたま広報かわら版を発行させていただくことになった。12月15日に発行させていただく予定にしている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 まずPCR検査であるが、発熱している、あるいは濃厚接触者の方についてはPCR検査が受けられるわけであるが、それ以外で、いろいろな状況から心配だという方、あるいはワクチン接種証明書か陰性証明書を求められていて、ワクチン接種をしていない方は陰性証明書が必要だと思うが、そういう方が市内でPCR検査を受けられるような条件は今のところないのか。

金森健康推進課長 症状がなくてもPCR検査を受けられる薬局も出てきている。正確な数はわからないが複数ある。ただ、証明書までそこで出していただけのかどうかというと、一定のクリニックといったところになるかと考えている。

小林委員 それは市内の診療所で希望すればできるということか。それから、今言

われたドラッグストアは、前は多摩市内になかったが、今は違う状況なのか。

金森健康推進課長 現在は市内に幾つかある。今手元にないので、必要だったら電話相談に連絡していただくと、必要なときにお答えできるかと思う。あと証明書については、全ての病院ではないと思うので、どこの病院で必ず発行できるかまでは把握はしていないが、症状がない方にPCR検査を実施しているところも市内にはあると認識している。

小林委員 先ほど言われた電話相談でもしそういうことを尋ねられた場合に、この医療機関であれば証明書が出せるということその場で答えることができるのか。

金森健康推進課長 少し説明が不足していたが、どこの診療所で証明書を出せるかまでは把握していないが、どこのドラッグストア等で検査が受けられるのかについてはお答えができるということになる。

小林委員 物資支援であるが、今は終了しているわけであるが、これから年末年始、また第8波が心配されている状況があるが、その感染状況次第によってはまた再開するというので用意がされていると考えてよろしいか。

金森健康推進課長 物資支援については、再開できるように準備をさせていただいている。再開については、今ほぼ1週間に1回保健所とウェブ会議を実施させていただいており、都の物資支援の状況や、現在の感染状況の中で市ができることというところでは、情報交換をさせていただいている。そのような中で、もし都の食料支援等が滞り始めればまたご連絡をいただくことになっているし、第7波のときにはそういった支援を依頼するという依頼文もいただいたところである。そういったところで連携をとりながら、必要に応じて実施していくようにしたいと思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 3番の新型コロナワクチン接種についてである。接種状況については先ほどもご説明させていただいたところであるが、資料2の2枚目に接種

状況を載せさせていただいている。小児接種、乳幼児接種については先ほどの話のとおりである。あと、12歳以上の方についてのオミクロン株対応ワクチン接種は現在市全体で42.1%となっている。国時点では24%となっているので、比較的高い接種率に現在はなっている。

1枚目の2番、今後の集団接種の会場についてご報告させていただく。今3会場で実施しているが、まず1番、聖蹟桜ヶ丘接種会場であるが、令和5年1月13日で終了という形になる。接種会場自体がここまでの契約であるので終了という形になる。永山接種会場と多摩センター接種会場については3月末まで継続実施させていただくところである。永山接種会場についてはオミクロン株(BA.4-5)対応のワクチン接種と初回接種、あと小児の接種、乳幼児の接種を実施させていただいている。多摩センター接種会場については、オミクロン株(BA.4-5)の対応ワクチンについて接種をさせていただくことになる。

3番、今後の個別接種についてであるが、一部市内個別医療機関でこちらも3月末まで継続実施予定である。個別接種で実施しているのはオミクロン株対応ワクチンと乳幼児接種という形になっている。

なお、4番に書いているように、令和5年4月以降の接種については、現時点で国からの通知もなく何も示されていないので、現在のところまだ未定という形になる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 聖蹟桜ヶ丘の集団接種会場について確認であるが、要するに1月14日以降は契約が継続できない事情があるということによろしいか。あと、これで聖蹟桜ヶ丘駅周辺は集団接種がないので、永山と多摩センターの集団接種会場に行くか、個別接種にするかしかないということを確認してよろしいか。

金森健康推進課長 聖蹟桜ヶ丘の会場については、非常に人気のあるところでもあるが、一応1月13日までしか使用できない形になっているので終了となる。若干ご不便をおかけするが、それ以降は永山接種会場、多摩センター接種会場、ご指摘があったように個別接種ということで、接種を希望されるときには予約を取っていただくことになるかと思う。なお、おおむね重症化し

やすいと言われている65歳以上の方の接種については、指定の方がほぼ終わった状況となっているというのが現在の状況である。

あらたに委員 先ほど陳情者が副反応の話をしていただけであるが、予防接種の健康被害救済制度の報告を受けて初めてその相談件数の数を知った。こういったことも資料の中に開示していくことが大事なのではないかと思っているが、そこはどう考えているか。

金森健康推進課長 今回この協議会ではご報告させていただいていなかったところである。今後、細かい案件については個人情報も含まれるところであるが、件数についてはまたご報告させていただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、資料はないので口頭で説明をさせていただく。大きく4点あり、これまでの経緯等である。計10個ある。

まず平成20年10月に、学校法人日本医科大学から多摩市に旧東永山小学校跡地を病院として使用することの要望書の提出があった。

平成23年1月に、日本医科大学と多摩市で旧東永山小学校跡地に病院を開設することに向けて双方努力するという内容の確認書を締結している。

その後いろいろな協議等もあったが、平成30年5月に、日本医科大学から多摩市に改めて要望書の提出があり、平成23年1月の確認書を見直し、旧東永山小学校跡地ではなく永山駅周辺での用地の確保を要望する旨の要望書を頂戴をしている。

それを受けて、平成30年5月から独立行政法人都市再生機構（以下UR都市機構）と土地の交換の可能性について協議を始めており、協議後、平成30年12月に多摩市とUR都市機構で土地交換に向けた確認書を締結している。

さらに、平成31年3月に、土地交換差金ということで先ほどのUR都

市機構と多摩市の土地交換の中で土地交換差金について債務負担を設定する補正予算を上程して可決をいただいているところである。

その後引き続き多摩市とUR都市機構とで土地交換の契約を締結しており、さらに令和元年7月に、日本医科大学と多摩市で確認書を締結している。この確認書については、多摩市がUR都市機構から土地交換により取得する土地用地、これは旧多摩ニュータウン事業本部跡地であるが、それについて新病院の建設に向けて多摩市と日本医科大学双方が努力する旨の確認書を締結している。

引き続き令和2年11月に日本医科大学から多摩市に依頼文の提出ということで、建て替えの早期実現に向けた協力要請や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経営環境などを踏まえ建て替え事業について支援を求める依頼文書の提出をいただいている。

最後になるが、令和3年2月に日本医科大学が多摩市に文書提出ということで、新型コロナウイルス感染症拡大により病院経営が今なお厳しい状況から、影響を見極めつつ、令和2年11月の文章中の2026年度の新病院開設を努力目標とする旨の点を再考しているため、当面の間時間を賜りたいとの文書の提出をいただいている。

大きな2点目、現在の状況についてである。新年度より改めて日本医科大学との協議の再開について検討していたが、令和4年6月9日付で同法人から協議を再開したい旨の文書の提出をいただいている。

今後の予定であるが、その文書の提出をいただいで、新病院の開設実現に向けて学校法人日本医科大学から提出された協議再開の依頼文書を踏まえ、再考後の検討状況等を確認しながら、支援内容については様々な観点から市民、市議会と共に検討をさせていただくところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 今口頭で言われたことについて資料にできない何か理由があるか。

伊藤保健医療政策担当部長 これについては今までも経過報告とせずずっとさせていた中で、経過も含めての報告であり、特に資料等は作成していない。

しのづか委員 経過報告で、新たな報告が積み上がっているわけであるから、どこかのタイミングできちんと資料にさせていただかないと、さかのぼって調べれば

いいだろうという話で、ずっと口頭ではないか。だから、今出せとは言わないので、どこかのタイミングできちんとそれを整理したものを提示していただきたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 読み上げた資料に追加ということで訂正がある。今のお話も受けてであるが、今までの経過というところで、令和4年6月以降の依頼文書の状況について改めて口頭でお話をさせていただきたいと思う。

今年の6月以降事務方同士で連絡を取り合い、7月からの新型コロナウイルス感染症の第7波、昨今の資材の高騰などによる法人事業への影響などから具体的な建て替え協議が進められていない状況が続いていたが、この11月末に市長と理事長との話し合いの場を持つことができている。

そこでは大きく2点あるが、1点目、今年度三多摩地域にない脳卒中センターを開設したということで、脳神経内科の入院病床の開設により脳卒中を中心とした救急患者の工事を進めた。2点目、病院職員への地域貢献への士気が非常に高く、その役割を果たすべく必要な病院施設、設備等を整えるために2026年度、令和8年度病院工事着手に向けて努力をしていきたいということで、これは6月の文書と同様な状況である。

市にとっても新病院の移転建て替えが早期に実現していくことは大変意義のあるところであるので、改めて新病院の機能、規模、建設計画などについて確認しながら、要望事項についても全体像を把握し、市議会とも情報共有を図りながら検討を進めていきたいと考えている。先ほど経緯ということでお話しさせていただいたが、本来は今の部分を口頭でお話しさせていただくべきであり、大変申しわけなかった。

しのづか委員 確認である。毎回新たな情報が積み上がっているわけであるから、これは大事なことであり、細かい交渉内容はお任せするので、決まったことについてはきちんと報告を上げていただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5番、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者

医療保険料の減免状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況についてご説明させていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、国民健康保険が申請件数が17件、支給決定件数が17件、後期高齢者医療が申請件数が2件、決定件数ゼロで現在処理中という形になっている。前回ご報告させていただいた時点から、国民健康保険では申請件数、決定件数ともに4件の増という形になっている。後期高齢者医療については申請件数が2件の増となっている。

続いて国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況については、国民健康保険税令和3年度相当分の過年度分については、申請件数が3件、決定件数が3件、令和4年度現年度分については、申請件数が53件、決定件数が47件、不承認件数が6件となっている。前回ご報告させていただいた時点から、令和3年度の過年度分については申請件数、決定件数それぞれ2件の増、令和4年度の現年度分については申請件数が5件の増、決定件数については23件の増となっている。

次に、後期高齢者医療保険料であるが、令和3年度の過年度分については申請件数が1件、決定件数が1件、令和4年度の現年度分については申請件数が10件、減免決定件数が10件となっている。前回ご報告させていただいた時点から、令和4年度については申請件数が6件の増、決定件数が8件の増となっている。

また、この減免措置については、当初6月の常任委員会でも国の財政支援についてご説明させていただいた。当初は減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて国から特別調整交付金が交付されるという形で、多摩市では10分の4が想定されるというご説明をさせていただいたが、先月国から事務連絡が発出され、令和4年度についても10分の10国の特別調整交付金で充てられるような形になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 対象者は給料などの支払いを受けているという条件になっているが、い

わゆる自分が一人親方みたいな形でやっている人やシルバー人材センターで働いて収入を得ている人などは対象外なのか。

松下保険課長 今回の傷病手当金についてはあくまでも被用者で、個人事業主の方たちは対象になっていない状況である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、令和5年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 先月、令和5年度の国保事業費納付金・標準保険料率の仮算定結果が東京都から示されたので、ご説明をさせていただきます。

まず資料の表の一番上段であるが、こちら1人当たり納付金及び標準保険料率等となっている。まず1人当たり納付金については、令和5年度の仮算定が18万7,548円、今年度の本算定が17万4,462円となっており対前年で7.5%の増、東京都平均では20万4,631円、対前年で8.1%の増となっている。1人当たり保険料額については17万3,528円、今年度は16万2,511円となっており、対前年で8.3%の増、東京都平均では18万1,949円、対前年で8.9%の増となっている。標準保険料率の所得割については、多摩市13.16%、今年度が12.44%で5.8%の増、東京都平均では12.89%、対前年で5.7%の増となっている。均等割額については8万2,166円、今年度は7万6,258円で7.7%の増、東京都平均では8万4,766円、7.6%の増となっている。

次に、中段の国保事業費納付金及び激変緩和等のところであるが、激変緩和前の納付金が48億3,243万7,000円、対前年で5.8%の増、東京都全体では4,640億3,985万5,000円、対前年で6.3%の増となっている。激変緩和については5,593万9,000円、対前年で21.3%の減、都の財政支援については1,564万5,000円、東京都全体では今回15億875万1,000円が都の財政支援として投入されている。激変緩和後の納付金額であるが、47億6,085万3,000

円、対前年で5.9%の増、東京都全体では4,602億7,121万円、対前年で5.9%の増となっている。賦課すべき保険料必要額については44億898万7,000円、対前年で6.7%の増、東京都全体では4,088億8,961万8,000円、6.9%の増となっている。こちら来年度の保険税率等の見直しについては、あさって15日に開催される国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただいて、2月上旬をめどに答申をいただきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今最後の説明であさって国民健康保険運営協議会に諮問するということであるが、どういう内容になるのか。

松下保険年金課長 諮問の内容については、前回、前々回と変更案を示さずに国民健康保険運営協議会に意見を求めたということで、今回も変更案を示さないで国民健康保険運営協議会に意見を求めるという形を今考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7番、次期多摩市地域福祉計画(素案)について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 協議会資料7番、3点資料をつけさせていただいている。まず次期多摩市地域福祉計画(素案)について、それから計画の素案の資料、併せて計画の概要版、A4横1枚の資料をつけさせていただいている。

まずは次期多摩市地域福祉計画(素案)について説明をさせていただく。最初の資料をご覧願う。地域福祉計画の策定については、社会福祉法第107条において努力義務として規定されているが、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定や支援体制等を整備していくことを目的としている。今回計画を改定しようとしている状況としては、平成28年に地域福祉計画(平成29年度～平成34年度)を策定していたが、今年度が現計画の最終年度に当たるため、本年度中に次期計画を策定することとしている。

こちらの計画の概要をご説明する。3つ目の資料のA4横の計画の概要をご覧いただければわかりやすいかと思う。計画の基本理念として、「誰

もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩」を方向性として掲げさせていただく。こちらに関しては、資料の右上上になるが、第六次多摩市総合計画の前提・背景を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応や孤立防止の視点、ダイバーシティ&インクルージョンの視点、健幸まちづくりの視点から方向性を掲げさせていただいている。その方向性にひもづく地域づくりの視点ということで、身近な地域で健幸的な生活を楽しむ、地域でつながりを深める、地域のみんなで見守り支え合う、こういった3つの視点を掲げさせていただいている。それぞれ地域づくりの視点に6つの基本施策がひもづくような構成とさせていただいているところである。

今計画の基本的な考え方、中身を先にご説明させていただいたが、冒頭には計画策定の趣旨、計画の位置づけ・期間・策定の体制、そして健幸都市の実現に向けてということで計画の中に記載をさせていただいているところである。

今回の計画と現計画の大きな違いとしては、健幸都市の実現に向けてということで、多摩市の目指す健幸まちづくりについて現行計画では節という項目だったが、章として充実をさせていただいているものである。また、具体的な施策の展開の中で、これまで基本施策を現計画では5つの柱とさせていただいているが、次期計画に関しては6つの柱を立てさせていただいている。新たな項目は、多様な支援を推進するというところである。こちらは現計画を策定した当時はなかった多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例に加えて、パートナーシップ制度や多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を加えているところである。その中で、具体的な施策の中に新しい項目として加えさせていただいているところである。

今後の計画策定の進め方であるが、これまで多摩市地域福祉計画推進市民委員会を開催させていただいている。加えて庁内関係課長による庁内委員会も実施してきているが、あと3月までに市民による推進市民委員会を2回、庁内委員会を2回実施させていただく予定である。今後の予定としては、現在パブリックコメントを実施させていただいており、そちらが1

2月19日までとなっているところである。パブリックコメントが終了したら、また庁内委員会や推進市民委員会にパブリックコメントの反映をさせていただいて、その後原案の策定を進めていきたいと考えている。3月には、原案の確定を目指して健康福祉常任委員会にも報告をさせていただきたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 質疑というか要望であるが、これ都市計画審議会でも言ったが、計画の年次についてである。前期の地域福祉計画は平成29年度から平成34年度となっているが、実際平成34年度はなく、この説明の中で令和元年、令和2年と出てきてしまってよくわからなくなってしまう。だから、できれば西暦も併記していただきたい。そうすると長いスパンで見られるので、どの時点でというのがわかる。計画は平成のときにつくっているから平成34年度となっているのはしょうがないと思うが、その後ろに西暦を補足的につけていただくと見通して見られるので、計画の際にはそういった作り方を検討していただきたいと思う。

松崎福祉総務課長 ご意見ありがとうございます。そのようにわかりやすく修正できる箇所は見直していきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、8番、多摩市民生委員・児童委員の一斉改選状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 では、協議会資料8、多摩市民生委員・児童委員の一斉改正の状況について報告させていただく。こちら多摩市民生委員・児童委員であるが、令和4年11月末日をもって3年の任期が満了した。12月1日に一斉改選を行い、新たな構成となったところである。

一斉改選を終えた候補者の状況である。資料の項目2をご覧願う。一番下から2つ目の欄、合計のところを説明させていただく。多摩市は定数が112人である。一斉改選前、現任数として93名の方がおられた。今回の一斉改選により14人の方が年齢要件により退任、加えてその他ご本人

のご事情により10人の方が退任されたところである。候補者、新たな承認数として11人おられ、最終的に委嘱した人数としては80名の方となったところである。その結果、欠員地区が32あるような状態である。充足率としては71.4%になる。前回の元年度と比べて委嘱者数が若干少なくなっているようなところである。現在、下の枠のところに「調整中の候補者」と書かせていただいているが、引き続き一斉改選後も新たな担い手候補者探しを続けており、12月1日の改選後も引き続き候補者を推薦して担い手の数をふやしていきたいところである。一斉改正の状況については以上となる。

加えて、資料として一斉改選欠員地区の状況がわかる地図もつけさせていただいたのでご覧いただければと思う。こちら、色が赤く塗ってあるところは現在欠員となっている状況である。一番多くなっているところが第三民生委員協議会地区であり、赤い色を塗っているところが少し多くなっているところである。エリアとしては、地域で言うと永山、貝取、豊ヶ丘4丁目・5丁目の欠員が多くなっているような状況である。一斉改選の状況については以上とさせていただきます。

最初のA4縦の資料に戻らせていただいて、項目3番、その他というところである。民生委員・児童委員の皆様方へのモバイルPCの支給に取り組んでいるところである。こちらに関しては、東京都令和4年6月補正予算においてデジタル機器導入による民生・児童委員活動支援事業により11億円が計上され、東京都内の民生・児童委員の皆様方に東京都民生・児童委員連合会を通じてモバイルPCが支給されることとなった。多摩市も、民生・児童委員定数分の112台分の配布をいただくこととなっている。この機会を捉えて民生委員の皆様方のDX化を推進し、モバイルPCを活用することで、以下①から④の項目書かせていただいているが、新たな効果を期待しているところである。まず会議資料の共有化を行うことで、現在毎回会議等あるたびに紙で配付している資料をデータ化し、印刷費用の削減や業務の効率化、あと紙の保管で民生委員の皆様方にご負担をかけているので、そういったところの軽減になるかと思う。

また、対面での会議を避けたい場合には、オンラインでの会議が可能に

なる。加えて、現在民生委員の皆様方に紙で報告書等を提出していただいているが、パソコンのドライブ上への入力に変更することで集計作業の入力が簡単になることを期待しているところである。また、就労者の方でも委員活動ができるような環境を用意し候補者の間口を広げる効果も、こういったモバイルパソコンの導入によって期待しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 民生委員のことについてはこの協議会の場で前に提案をさせていただいたが、例えば市の職員が兼務できると前の質疑の中では聞いたが、例えばそういった努力を市の職員に投げかけるようなことはされたのか。

松崎福祉総務課長 民生委員の担い手というところで、公務員が民生委員を担うことはできるような状況である。現職の市の職員への具体的な働きかけまでには至っていない。退職された市の職員の皆様方にはお声がけをさせていただいて、直接お話しする機会などを設けることを今年度実施させていただいているところである。

しのづか委員 この減員の状況は少し危機的だと思う。特に必要な地域に減員が多い。例えば諏訪4丁目や永山は高齢化が非常に進んでしまっており、ニーズが高いところに減員が目立っているような状況があると思う。だとしたら、そういう手を尽くしていただいて、例えば社会福祉協議会の地域コーディネーターさん等、現業はあるにしても、そういった似通った職種に関連して動けるような人に働きかけはすべきではないかと思っているので、その辺やってもらえるだろうか。

松崎福祉総務課長 委員にご指摘いただいたとおり、本当に必要な地域に担い手を確保できないような状況になっている。こちらの担い手確保に向けては、令和2年度、民生委員・児童委員の皆様と人材確保のための検討会をつくらせていただいて、どのように取り組んでいけば人材確保につながるかということで検討を進めてきているところである。その中では、民生委員自体の活動のしやすさ、負担の軽減というところがまず一つ課題として挙がっていたので、令和3年、令和4年と業務の改善、負担の軽減に取り組んできた。

また、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等への声かけということで今お話しいただいたが、令和4年度は自治会の皆様方を中心に、退

職された職員の皆様、様々なつてを使って候補者を獲得する、担い手を確保するために新たなパンフレットを作成して、協力員募集にそれぞれ機会を捉えて出向いて説明をしてきている。

その中で、介護予防リーダーに説明に出向いたことで、自ら手を挙げていただいて担い手になっていただいたということもある。あと、周知にいろいろ取り組む中で、自らパンフレットを見たので、たま広報を見たのでということで直接福祉総務課に足を運んでくださった方もおられるので、委員言われるとおり、いろいろな媒体を活用して本当に担い手確保に努力していきたいと思っている。新たな提案をありがとう。

しのづか委員　かつては、私の地域などはまだそうであるが、前任の民生委員が次の後任の方をきちんと探していただいて、引き継ぎもしてというのが常識的なバトンタッチの仕方だったのだと思うが、こうやって一回穴が空いてしまうとそういう継承ができなくなってしまうし、自治会の加入率が6割というような状況の中で、成り手がもういない。自治会なども、自治会長の負担が非常に重たくなかなか引き受けてくれる方がいないという状況の中においては、私は職員が職務として兼任することも考えなくてはいけないかと思っている。だから、その辺もきちんと検討していただきたいと思う。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長　それでは、項目9、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、進捗状況をご報告する。

まず項目1番、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてである。こちらは、ご承知のことかと思うが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して1世帯当たり5万円の現金をプッシュ型で給付するものである。こちらの取り組みを進めさせていただいているところである。一番下の(5)

の経過をご覧いただければと思う。11月4日に公式ホームページ等で支給の概要を掲載したところから具体的な取り組みをスタートし、11月21日に対象世帯へ約1万4,000通、通知を発送させていただいているところである。こちらは、通知の確認書にチェックを入れて市に送り返していただき、支給するような流れである。続々と返信がされてきているところである。

裏面、2ページ目の各給付金の進捗状況をご覧願う。

(1) が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の進捗状況であるが、先ほど確認書で約1万4,000通とお話したが、未申告の方へ申請書を発送した分を含めると全体で1万5,890通ほど発送させていただいており、現時点で封筒の申請書の戻り数が全体で1万1,000通を超えてきたような状況である。そのうち、支給決定数に関して「集計中」という記載をさせていただいているが、11月25日時点では集計中だったが、直近の数字で家計急変世帯に関しては7件ほど、非課税世帯への確認書の通知は9,200通ほど戻ってきているところであり、その方々へ支給決定して、12月下旬には支給できるように今事務を進めているところである。

次に、(2) は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況で、令和3年度、令和4年度と実施してきているが、令和4年度は夏の7月に支給事務を開始し、7月8日と対象者世帯に申請の促しをして進めてきているところである。こちらに関しては、2,767通申請書等を発送させていただき、支給決定数は現在、非課税世帯に関しては1,820世帯である。この数字は11月25日時点である。こちらの臨時特別給付金に関しては年内終了で、最終的にはもっと数字が大きくなることを想定しているところである。

同じく(3) 令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に関しては、最終的な確認書の発送数が1万6,250通である。最終的に支給決定した件数としては1万4,838件である。未申告の方々も含めて通知を発送しており、最終的に支給できた世帯としては91%を超えてきたようなところである。こちらの給付金についての説明は以上である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、項目10番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況についてである。

1番の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、令和3年7月から制度の取り組みを進めているところである。こちらの自立支援金は12月末で申請の受け付けを終了する、そして制度が終了に向かっていくところである。令和4年度に関しては、新規申請者が48件、再支給の申請件数が67件という状況である。

続いて(3)自立支援金の支給決定件数の内訳で、令和3年度の新規申請者、再支給者、令和4年度の新規申請者、再支給者の男女別で表を分けているところである。特徴として、令和3年度は30代から60代の幅広い世代で申請が多くなっていったところである。令和4年度は層が狭くなってきており、30代40代50代の世帯を中心に申請数がふえてきているような状況になっている。

項目2番に移る。しごと・くらしサポートステーション相談状況についてである。こちらはページ3ページ目になる。現在しごと・くらしサポートステーションの相談では、令和2年度コロナ禍で非常に相談件数がふえたところであるが、令和3年度令和4年度と新規相談受付件数については落ち着きを見せてきているところである。

(2)の相談延べ件数であるが、相談の内容を住居確保給付金と生活困窮者に分けて集計しているところであるが、特徴として、コロナ禍の令和2年・3年と住居確保給付金に関する申請相談が多かったところが、現時点では生活困窮に、何かしらの生活のお困り事に関する相談が一定程度ずっと数字があるところである。したがって、住居確保給付金と比べて生活困窮者の相談人数のほうがふえてきているようなところである。

4ページ目の(3)月ごとの内容別新規相談件数をご覧願う。こちらは

これまでと大きな傾向は変わらないが、収入や生活費に関することのご相談が一番多くなっており、その次、家賃やローンの支払いのこと、仕事探し、就職について、4番目に住まいについて、こういった相談が多くなっている。こちらの傾向については、令和3年から大きく変わっていないところである。

(4) 住居確保給付金の申請件数である。こちらは令和3年度申請者数としては63件あり、令和4年4月以降であるが4月から10月まで現在20件程度の申請となっており、住居確保給付金については申請者数が減少しているところである。ただ、こちらの住居確保給付金については、5ページ目の一番下の黒ポチのところをご覧くださいだければと思う。令和4年10月の厚生労働省通知により、住居確保給付金の特例措置に関しては令和4年12月末までだったものが、申請期限が令和5年3月末まで延長されたような状況である。

6ページ目をご覧ください。住居確保給付金支給決定件数の内訳で、こちらでも令和3年度令和4年度年代別男女別で数字を集計させていただいている。生計の担い手は男性の方が多いというところで、申請者に関しては男性のほうが女性より多くなっているところである。年代についても、先ほどお話しした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と同様に30代40代50代の層の人数が多くなっているところである。あと参考で、多摩市社会福祉協議会の貸し付けの相談・申請状況について資料を載せさせていただいている。

加えて最終ページをご覧ください。こちらは参考であるが、東京都の事業である「東京おこめクーポン事業」について、令和4年11月25日、東京都市長会全体会からこういった情報があったのでご報告させていただく。こちらは新たに都民の生活への支援、低所得者への支援ということで東京おこめクーポン事業～国産農産物を活用した低所得世帯への生活支援～という取り組みが新たに予定されているところである。

対象世帯としては、現在電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を実施しているが、その支給対象世帯ということで情報をいただいているところである。支援内容としては、対象世帯に国産の米や野菜などの食料

品と引き換え可能なクーポンを配布する。専用申し込みサイトもしくははがきでの申し込みにより食料品を自宅へ配送する。お米の量としては1世帯当たり25キログラム相当分というような内容になっている。まだ市に詳しい情報は東京都から来ていないところであるが、年明け市でこちらの東京都事業の取り組みに協力して事務対応が発生するものと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給終了者に対するフォローアップの実施について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、項目11番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給終了者に対するフォローアップの実施についてである。

こちらであるが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が12月をもって終了となる。この自立支援金を受けられた方々の要件であるが、資料の冒頭3行に書かせていただいているが、この自立支援金の受給されている方々は、東京都社会福祉協議会による緊急小口資金及び総合支援資金貸付の特例貸付を受けられた方々でもある。

そのため、この自立支援金を受給された方々は令和5年1月から貸し付けの償還が開始されるような状況になる。それを受けて、フォローアップの体制づくりとして、国から事務連絡もあり、受給終了者に対して緊急小口資金、総合支援資金貸付の特例貸付の償還免除に関するお知らせ、加えて社会福祉協議会と個別面談をすることによる償還猶予の対応、受給終了後においても生活に困窮する場合の相談、こういった対応策をつないでいくために、私ども市から受給を終了した皆様方に改めて通知を発送させていただく。

対象者としては、11月28日時点で156人おられるところである。また、まだ制度の支給申請が続いているので、見込みとして44人程度12月中に新たに発生するものと捉えている。そのため、現在12月上旬案内発送、個別電話(随時)という取り組みを考えているが、今その取り組みを進めているところである。

前回の常任委員会でもご意見をいただいた多摩市社会福祉協議会による緊急小口資金及び総合支援資金貸付利用者に関する償還免除の対象の人数であるが、9月末時点の数字であるが、償還免除の承認を受けられた方が729件、不承認になられた方が39件という数字をいただいているところである。まだこの免除申請の受け付けが進んでいるので数はこの先伸びていくと捉えているが、9月末時点で東京都社会福祉協議会からこういった数字をいただいているところである。

この貸し付けの償還免除も含めて償還の猶予という手続も進めていくことが必要だと、国の通知も含めて受け止めている。そのため、社会福祉協議会、自立相談支援機関であるしごと・くらしサポートステーションと市と連携しながら対象者の皆様方をフォローアップしていけるよう取り組みを進めていくことで今打ち合せをしながら、まずは通知の発送、それからしごと・くらしサポートステーションで個別の電話相談に取り組んでいきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 まずここに出てくる10月28日付厚生労働省事務連絡の中身を知りたいが、後で結構であるので教えてほしい。それから、来年1月1日から償還を迫られる方の数を今言われたと思うが、もう一度教えてもらいたい。それから、このフォローアップ事業の中身についての問い合わせ、また生活に困窮した場合の相談は、流れとしてはまずしごと・くらしサポートステーションに行くことになるのか。

松崎福祉総務課長 まず1点目の緊急小口資金特例貸付等の取扱いに関する国通知であるが、国から緊急小口資金特例貸付等の借り受け人へのフォローアップ支援についてということで通知があった。内容としては、償還免除を行った方へのアプローチ、免除の案内に未応答の方に向けての対応、あと償還が困難な借り受け人に対してという内容のもの、加えて私たち市でまずできるところとして、自立支援金の受給終了者等に対する重点的なフォローアップの実施。こちらに関しては、自立支援金受給終了者に市から特例貸付の償還免除の情報や自立相談支援機関の窓口のご案内を通知する、併せて自立相談支援機関からプッシュ型で電話相談等を自ら行うという内容のもの。

加えて住居確保給付金の受給終了者も申請者としては把握しているところで、同じような生活課題等の適切なアセスメントの実施といった内容をいただいているところである。

2番目の償還免除の人数である。9月末時点で償還免除の承認を受けた方729件、不承認の件数が39件という数字をいただいているところである。

3つ目、フォローアップの相談についてはパターンが幾つかあるかと思っている。まずしごと・くらしサポートステーションにご相談される方もおられるかと思うが、償還免除に関する内容だと社会福祉協議会にもご相談が入ることを想定している。また、自立支援金という給付事業を考えると、市から通知が行くと市にも問い合わせがあるというような、3つの入り口を想定している。

したがって、三者で連携しながら必ず相談につながっていくように体制づくりをしていく必要があると考えており、担当者間でどういった連携が可能か今話し合いをしているところである。また、今回自立相談支援機関が償還対象に当たる方を把握した際に、この方の生活状況を考えると償還していくのは難しいのではないかといったところを意見書として社会福祉協議会に提出すると償還の猶予をしていただくような取り組みもできるので、そういった情報をしっかりと共有しながら支援をしていきたいと考えている。

小林委員 今ご説明の相談するところが社会福祉協議会であったり、しごと・くらしサポートステーションであったり、いろいろで、市に直接来る場合もあるかもしれないが、そういったときに、その相談内容を客観的に見て、この方は生活保護が必要だというような判断をどこかでするようになると思うが、そういうときは例えば社会福祉協議会で判断したり、あるいはしごと・くらしサポートステーションでそのように考えて、それから生活福祉課につなげる形になるということと考えてよろしいか。

松崎福祉総務課長 委員がお考えになられるようなイメージかと思っている。それぞれ事情をお聞きしながら、必要性があれば生活福祉課にご相談をさせていただく。社会福祉協議会が迷う場合は、当然しごと・くらしサポートステーシ

ョンに相談していただきたいし、市にも相談していただきたいと思っているので、三者間での連携をしっかりと取っていきたいと思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12番、令和4年度上半期(4月～9月)の生活保護の相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 それでは、12番目、生活保護の相談・申請状況についてである。こちらについては、定期的に市議会の皆様にご報告をさせていただいている。今回は令和4年度上半期の状況がまとまったので、報告をさせていただく。

まず1番目、相談・申請件数である。相談については一番右に平成31年度、コロナ禍以前の数字がある。こちら延べ人数であるが、1年間で631件がコロナ禍になると令和2年度991件と大体1.6倍に膨れ上がったような形である。それが令和3年令和4年と引き続き高止まり傾向である。令和4年度の上半期については455件で、令和3年度の上半期471件と比較するとやや減少しているものの、コロナ禍前の平成31年度と比較すると高止まりの傾向が続いているような状況である。

続いて申請についてである。申請については、これもコロナ禍前の平成31年度は174件という件数であった。これは実人数になっている。それがコロナ禍が顕在化した令和2年度には227件で約1.2倍～1.3倍、そこからずっと高止まりが続いているようなところであるが、今年度についてはもう既に135件という件数になっている。これは前年度の上半期99件と比較しても1.3倍と、高止まりしているのにさらに1.3倍というような状況になっている。こちらについては、今般の物価高騰で食料品も上がってしまっているのが影響しているのではないかと考えているところである。今後についても、先ほど来あるコロナの特例貸付といったものが終了していく中では、生活保護制度にかかる役割が大きくなるだろうと考えている。

続いて2ページ目である。被保護世帯、人員、保護率の推移である。白い棒グラフが世帯数、オレンジの棒グラフが世帯人員、黒い折れ線グラフ

が保護率で、保護率については1,000分の1単位のパーミルという単位を使っている。保護世帯数は令和2年5月以降増加傾向にある。コロナ禍前と比べると高止まりが続いている状況である。令和3年1月に多摩市としては初めて1,900世帯に到達し、今は1,950世帯ぐらいでずっと高止まっているような状況である。保護人員と保護率については、令和2年5月以降増加傾向にあったが、令和4年5月以降は微減となっている。複数世帯が減少して単身世帯が増加しているため、保護人員は減少しているが保護受給世帯は増加しているような状況である。

これが26市と比較するとどうなっているかというのが3番目の表であり、多摩市は17パーミルであるので、26市を並べてみると上から数えて13番目、ほとんど真ん中、26市平均の17.1パーミルと同程度の水準となっているような状況である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今年度の下半期がどうなるのかというのはまだわからないと思うが、確かに今ご説明あったようにコロナ禍前の2019年度と比較すると相談件数はぐっとふえて高止まりという状態になっている。ただ、コロナ禍の影響がもっと出てきているのではないかと考えるともっとふえてもいいのではないかと思うのと、それから、申請件数は今説明あったようにふえているということで本当に深刻になっているかと思うが、このような傾向については、所管としてはこのぐらいかと思っているのか、本当は相談件数でいうともっとふえてもいいのではないかと考えているのか、その辺りを伺えればと思う。

松田生活福祉課長 所管としてはというようなところであるが、相談については、今私も面接相談室が3つあるが、もうほぼフル稼働で対応しているような状況である。したがって、申請件数は今年度ここに顕著に数字として表れたわけであるが、今後についても先ほど来ご説明させていただいている生活保護になってしまうまでの支援の特例貸付、そういった支援のものがだんだんと終了していくような状況であるので、これからは生活保護の相談、また申請というところはふえてくるだろうと考えている。フォローアップというような話も先ほどあったが、そういったところも連携を密にしながら

生活保護に係る役割というような期待を果たしていきたいと考えている。

小林委員

私はもっと利用してもらえ制度にしていく必要があるかと思うが、ただ、根本的なことを言えば、今の生活保護制度というのは、こういう表現がよいかわからないが、本当にすっからかんにならないと利用できない制度で、これは改善していく必要があるかと思っている。

ただ、それは多摩市でどうこうできることではないので、多摩市でできることとして、一つはやはり、何回も言っているが、生活に困っている人は無条件で利用できる制度なのだとということをもっと知らせ周知をしていくことと、それから利用しない一つの原因は、利用することは恥だということが日本の社会だと非常に強いということがずっと言われているが、その恥の意識を助長するような、例えばこれも何回も言っているが扶養照会のようなもので対応することをなくしていく、多摩市でできることとしてそういった対応をぜひ心がけてもらいたいということを最後に申し上げて、質疑は終わりたいと思う。

あらたに委員

この保護世帯の人たちの物価高騰といった部分の補填というか、光熱水費も結構上がっていると思うが、そこら辺はどうなっているか。

松田生活福祉課長

確かに今般の物価高騰は生活保護の利用者の方もまさに直撃しているようで、私どもに対しても悲痛な叫びは届いている。

一方で、生活保護制度の保護基準も含めて法定受託事務という枠組みの中では、保護基準を多摩市だけの力で上げることはできないし、多摩市だけの力で何か対応するというようなところはなかなか難しいというのが現状である。現場としては、現場の声をいただいているわけであるので、国や東京都に対して保護基準を上げるべきではないかと訴えているような状況である。

あらたに委員

ちなみに国が保護基準を見直すタイミングはどういうルールになっているのか。

松田生活福祉課長

保護基準については厚生労働大臣が決めると生活保護法の中で規定されている。見直しについても3年から5年程度で見直しをしているという中では、前は平成30年にやったが、5年後の平成35年、令和5年、まさに来年度保護基準の改定があると伺っている。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）の策定について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長　第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）の策定についてご説明させていただく。この計画は3年に一度改定しているものであって、次は令和6年からの第9期になる。来年度策定することとなり、計画の改定に当たり事前の資料として高齢者実態調査を実施する。

資料の1番、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。本計画は、老人福祉法の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一つにまとめたものになる。

2番、計画改定に向けた検討の場と高齢者実態調査についてである。計画改定に向けての検討の場は大きく3つを考えており、（1）多摩市介護保険運営協議会が1つ目になる。2つ目、（2）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定のための会議体ということで、これは6つほどの会議体を考えており、この中には介護や福祉医療の専門家、NPO団体、市民、認知症の家族の会など、それらの方々が委員となっている会議体を考えている。（3）多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会。こちらは庁内の課長級が集まって検討する委員会になる。

次のページに行って、（4）高齢者実態調査である。こちらは計画改定に当たって参考となるデータを調査するものになる。調査期間は令和5年1月18日から2月8日を予定している。調査の結果の概要は5月中旬頃に出てくるのではないかとということで予定している。実態調査は大きく3つあり、まず①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査である。こちらは調査目的が要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定する資料とするものである。調査の対象は65歳以上で、要介護認定を受けている方を除いて、4,000人を無作為抽出するものである。設問については、厚生労働省

が示した項目約60項目と市の独自項目を予定している。

②在宅介護実態調査である。こちらの調査目的は、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請と区分変更申請に伴う認定調査を受けた方を対象に、介護保険サービスの利用状況と、在宅生活の継続、介護者の就労継続の関係を分析するために行うものである。調査対象は、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方1,500人である。設問は、厚生労働省により示された約20項目を予定している。

③介護保険事業所調査。調査目的は、介護保険事業所の活動状況、事業を展開する上での課題を把握し、事業所に対する支援と見込み量の検討資料とするものである。調査対象は、アが居宅介護支援事業所全数、イが居宅介護サービス事業所全数、ウが施設サービス事業所全数、約200件程度になる。こちらの設問は多摩市独自の調査で約40項目となる。①のニーズ調査の中には、これまで議会で質問が出ていた高齢者の補聴器の使用状況に関する項目、デジタルデバイスに関する項目、コロナ禍で高齢者の生活がどのように変化したかというような内容も盛り込む予定としている。

3ページ目に行って、3番国の計画改定スケジュールと市のスケジュールであるが、まず国の方から今年度8月に計画の説明会を受けて、市でも準備を進めているところである。市としては、令和5年の1月18日から調査を開始し、来年度5月に既存の会議体での意見聴取を開始し、6月に簡易分析値の報告ができるかと思っている。8月に素案の検討の開始をし、9月～11月策定委員会を開始、12月には素案を策定し、パブリックコメントを予定している。令和6年1月には市民説明会を予定しており、令和6年3月に計画書作成を目指している。3ページの下資料は、厚生労働省からの資料で、参考につけている。

4ページ目に行って、こちらも第8期のときの検討の経過を参考までにつけているので、ご覧いただければと思う。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14番、介護保険・障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について、市側説明を求める。

平松障害福祉課長 14番、介護保険・障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について。7月の臨時議会で補正予算をお認めいただいた給付金の実績報告をさせていただければと考えている。資料をご覧願う。

まず事業概要である。目的は、原油価格や物価の高騰により、高齢者・障がい者（児）へのサービス提供を行う事業所等に係る運営経費の増大が生じている状況を踏まえ、市内サービス事業所に物価高騰等対策支援給付金事業を実施するものとなっている。

補助対象であるが、市内に事業所を有し、令和4年8月1日時点で介護保険事業、障害福祉サービス等事業（地域生活支援事業、障害児通所・入所支援事業を含む）を実施している法人ということで実施させていただいた。

事業内容として、提供サービスの形態により費用も異なってくるというところで、それぞれ全事業所向けに給付する基本（物価高騰等対策）部分と、食事提供を行う事業所向けに支給する食料価格高騰対策部分とで助成内容を区分して給付金額を決定し、助成をさせていただいた。基本部分であるが、こちらは対象が全事業所で、助成対象は光熱水費、消耗品（ケア用品）費等に係る高騰分、給付金額は、まず訪問系、相談系、短期入所は1事業者当たり5万円、通所系については15万円、入所施設においては100万円、グループホームにおいては20万円を一括してお支払いするものである。食料価格高騰対策分については、食事（おやつ等含む）の提供を行う通所系、入所系の事業所が対象で、事業所が提供する食料価格高騰分、給付金額が、入所系の事業所は1定員当たり8,000円、通所系の事業所は1定員当たり3,000円で、定員を掛けたものを支給させていただいたという形になる。それぞれ10月末までに申請をいただき、支給させていただいた。

財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用予定となっている。

給付実績については、介護保険事業が74法人163事業所、執行額が3,533万9,000円、補正予算額が3,827万7,000円で執行率が92%、障害福祉サービス事業所等については68法人125事業所、執行額が2,022万5,000円、予算額が2,351万7,000円だったので執行率が86%ということで支給させていただいた形になる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 市がやっているこの事業自体の財源は何を財源としたのが1点と、9月の都議会で同じようなメニューが補正予算で計上され、東京都も同じようなことでやっているが、保育園については地元の自治体に申し込むというルールだったが、障がい者施設についてはたしか東京都は直接申し込む形になるので重複して申込みできるのではないかと思うが、こちら辺はどういうルールになっているのか確認させてほしい。

平松障害福祉課長 まず財源であるが、先ほどの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている。もう一つご質問いただいた東京都の補助金の関係である。障害福祉の部分については、入所系の事業所においては東京都が直接補助するという対応している。一応重複については、申請はできるが明確に重複は難しいという話で整理されているところである。それ以外の部分については、東京都が市町村への補助金という形で用意している部分があるが、支給の要件を精査すると、条件が市内のサービス利用者の人数に限る部分があり、必ずしも市が既に払っている部分より上回らないところもあり、あと適正な金額の部分があるところ市から支払われているので、再度の事業企画はしていないという状況になっている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時06分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 3時06分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 きりき 優